

第 77 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 38 回 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 議題
4-(2)	第 38 回 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 概要
5-(1)	第 40 回 総会 (CAC) 議題
5-(2)	第 40 回 総会 (CAC) 概要
6-(1)	第 44 回 食品表示部会 (CCFL) 仮議題
6-(2)	第 44 回 食品表示部会 (CCFL) 検討議題

第77回コーデックス連絡協議会

日時：平成29年10月5日（木）

14:00～16:30

場所：中央合同庁舎第4号館

共用220会議室

議 事 次 第

1. コーデックス委員会の活動状況

①最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第38回分析・サンプリング法部会（CCMAS）
- ・ 第40回総会（CAC）

②今後の活動について

- ・ 第44回食品表示部会（CCFL）

2. その他

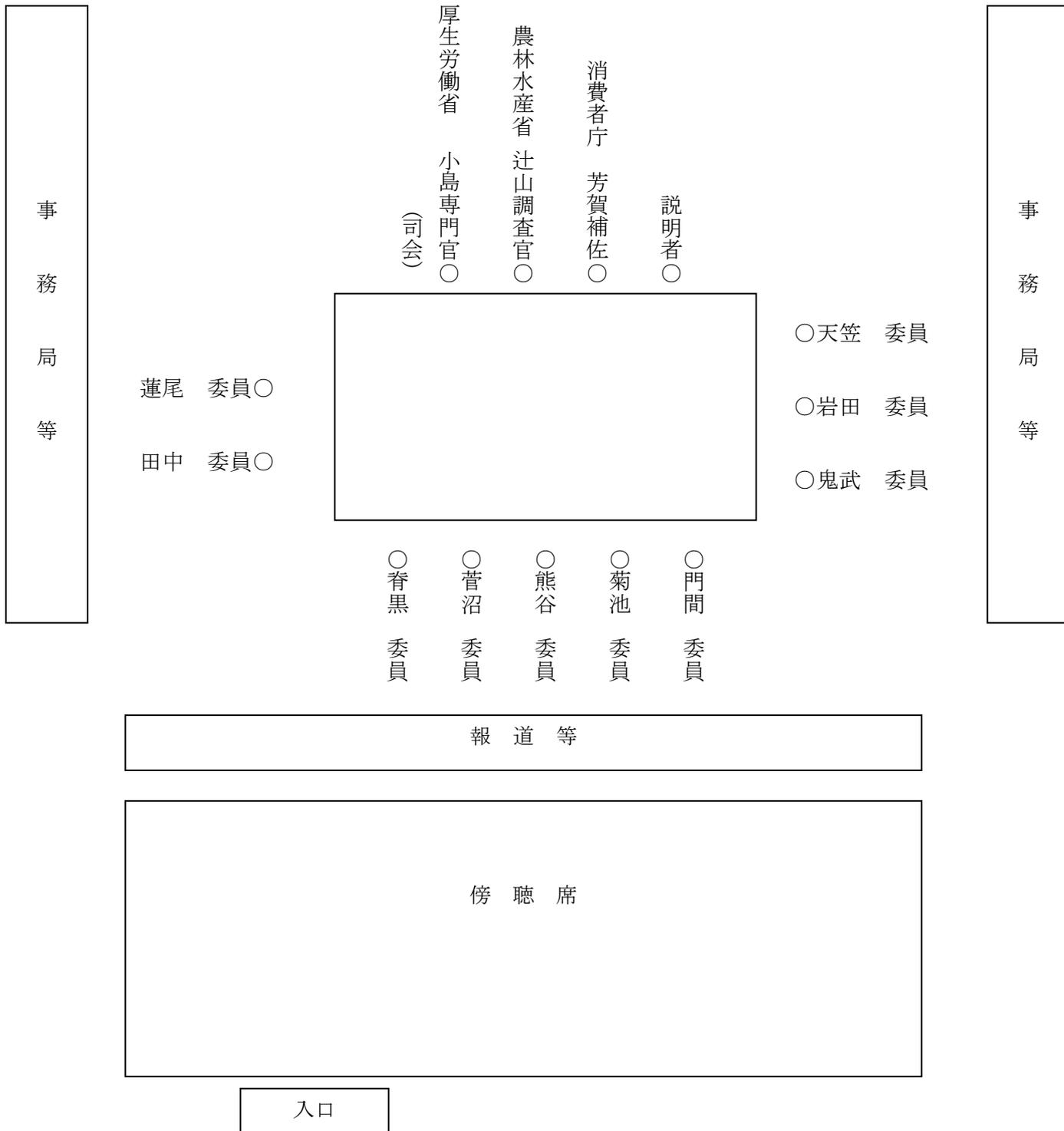
コーデックス連絡協議会委員

(敬称略 50 音順)

あまがさ 天竺	けいすけ 啓祐	特定非営利活動法人 日本消費者連盟 共同代表運営委員
いわた 岩田	しゅうじ 修二	特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 事務局次長
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 (総合品質保証担当)
かどま 門間	ひろし 裕	一般財団法人 食品産業センター 参与
きくち 菊池	こうじ 孝治	JA 全農ミートフーズ株式会社 法務・コンプライアンス本部 品質保証室 室長
くまがい 熊谷	ひとみ 日登美	日本大学 生物資源科学部 生命化学科 教授
すがぬま 菅沼	おさむ 修	国際酪農連盟日本国内委員会事務局 事務局長
せぐろ 脊黒	かつや 勝也	日本食品添加物協会 常務理事
たなか 田中	ひろゆき 弘之	東京家政学院大学 現代生活学部 健康栄養学科 教授
つるみ 鶴身	かずひこ 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
とべ 戸部	よりこ 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 NACS 消費生活研究所 所長
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 常任顧問
やまね 山根	かおり 香織	主婦連合会 参与
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学 健康科学部 栄養学科 教授

第 77 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 29 年 10 月 5 日 (木)



FAO/WHO 合同食品規格計画
第 38 回分析・サンプリング法部会

日時：2017 年 5 月 8 日（月）～5 月 12 日（金）
場所：ブダペスト（ハンガリー）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	コーデックス規格の分析法条項の承認
4	分析対象物質が複数存在し総量を求める分析法に関するクライテリアアプローチについての討議文書
5	化学物質の検出に用いる生物学的分析法に関するクライテリアアプローチについての討議文書
6	分析・サンプリング法規格（STAN 234-1999）における分析法の点検及びアップデートについての討議文書
7	適切なサンプリングプランの選択のための実践的事例に関する情報提供文書
8	測定の不確かさのガイドライン(CAC/GL 54-2004)の改訂の提案
9	サンプリングの一般ガイドライン(CAC/GL 50-2004)の改訂の提案
10	分析法に関する国際機関間会合の報告
11	その他の事項及び今後の作業
12	次回会合の日程及び開催地
13	報告書の採択

※ 標記会合に先立ち、2017 年 5 月 7 日（日）に「コーデックス規格の分析法条項の承認に関する作業部会」及び「分析・サンプリング法規格（STAN 234-1999）における分析法の点検及びアップデートに関する作業部会」が開催された。

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 38 回コーデックス分析・サンプリング法部会報告書

平成 29 (2017) 年 5 月 8 日 (月) から同 5 月 12 日 (金) にかけて、ブダペスト (ハンガリー) において開催された標記会合の概要を以下の通り報告する。

本部会には、47 加盟国、EU (欧州共同体)、11 国際組織が参加した。

我が国からの出席者は次のとおり。

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室課長補佐	小林 秀誉
農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長補佐	小田 雅幸
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課健康影響対策専門官	藤井 大資
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室主査	糸井 雄一
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課国際食品室係員	柳澤 真央
国立医薬品食品衛生研究所食品部第三室長	渡邊 敬浩

議題毎の議論の経過を、以下に報告する。

議題 1：議題の採択

仮議題がそのまま部会で採択された。

議題 2：コーデックス総会及び他の部会からの付託事項

他の部会からの付託事項のうち、分析・サンプリング法の承認に関する事項及び分析・サンプリング法についてアドバイスを求められている事項に関しては議題 3 で詳しく議論することとされた。

油脂部会 (CCFO) 関係

・リンからリン脂質への換算係数 (魚油関係)

(経緯)

CCFO は、魚油中のリン脂質の量を、リンの分析値から換算する単一の換算係数を検討することを CCMAS に要求した。

(結果)

CCMAS は単一の換算係数を推奨する立場に無いことを CCFO に回答することで合意した。

議題3：コーデックス規格の分析法条項の承認

物理的作業部会の議長をつとめた米国の進行で議論が進められた。

加工果実・野菜部会（CCPFV）関係

・急速冷凍野菜の規格(CODEX STAN 320-2015)について

(経緯)

以下の条項についての分析法、及びサンプリングプランの承認が求められた。

解凍方法、調理方法、総重量、アルコール非可溶性固形分、硬い繊維（タフストリング）、可溶性固形分、ミネラル不純物、汁切り方法、乾物重量（塩化ナトリウムを除く）、水分、遊離脂肪酸

(結果)

提案された急速冷凍フライドポテトの遊離脂肪酸の分析法は油脂に適用するものであり、当該分析法を適用する前に食品から油脂を抽出する方法が必要であるとした。これ以外の分析法はすべて承認された。

サンプリングプランについては、CCPFV の提案内容がサンプリングに関する一般ガイドライン(CAC/GL50-2004、以下 GL50)の推奨内容に沿っていないことから承認されなかった。特に、変数(variable)として記述できる規格条項に対し特に検討なく、計数規準型(attribute)サンプリングプランを機械的にあてはめていないかどうか不明確であると指摘した。なお、CCPFV からは、提出したサンプリングプランが不適當であれば CCMAS が適切なサンプリングプランを作成するよう求められていたことに関連し、GL50 の改定を検討するための電子作業部会の議長国であるニュージーランド（議題9参照）が、各部会がサンプリングプランを作成する際のガイダンスとなるテンプレートを、汎用性のあるスプレッドシートとして提供することを申し出たため、CCMAS がサンプリングプランを作成することについての判断を延期した。また、過去にすでに加工果実野菜類のためのサンプリングプランを承認してきたところであり、CCMAS が既存のサンプリングプランや今後提出されるサンプリングプランについて一貫性をもって対処する必要があることについて認識された。

アジア地域調整部会（CCASIA）関係

・のり製品の地域規格原案について

(結果)

分析法については、水分の分析法は承認されたが酸価(acid value)の分析法は承認されなかった。のり製品の酸価のために提案された分析法は、本来、油脂に適用するものであった。そのため、のり製品に適用するのか製品から抽出した油脂に適用するのか明確にするよう CCASIA に求めることに合意した。(抽出した油脂に適用されるのであれば、提案された分析法がタイプ I 分析法として承認される。)

のり製品の規格原案に記載されている油脂抽出法は、即席麺のコーデックス規格に記載されたものであり、即席麺に対しては分析法全体(抽出及び分析)として妥当性確認されているが(タイプ I)、のり製品で妥当性が確認されるかが不明であることから、本分

析法をのり製品に適用すると CCASIA が説明するのであれば、タイプ IV 分析法として承認される。この承認を不服とし、タイプ分類の再検討を求めるのであれば、のり製品での妥当性確認を実施しそのデータを CCMAS に提出する必要がある。

・テンペ地域規格（脂質含量）

（経緯）

インドネシアが、有害試薬使用の観点から、現行分析法（AOAC 983.23）を置き換え更新するための新たな分析法として、カカオ製品における脂質含有量の分析法である AOAC 963.15 を提案したが、前回会合では、テンペで妥当性確認されていないため、AOAC 983.23 を維持することで合意していた。インドネシアはテンペを対象として AOAC 963.15 を用いた室間共同試験を実施し、妥当性確認のデータを示してタイプ I 分析法としての承認をもとめた。

（結果）

インドネシアの提出した妥当性確認データはコーデックス分析法選定の性能規準（クライテリア）を満足するため、タイプ I 分析法として承認した。

栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）関係

・乳児用調整乳の規格（CODEX STAN 72-1981）における分析法

（結果）

クロム、セレン、モリブデン

新しい分析法（ICP-MS 法）をタイプ II として承認し、それ以外の過去に承認されている分析法をタイプ III とすることに合意した。また、これらのタイプ III の分析法が、乳児用調整乳の規格が規定する全ての条項への適合判定をする目的に合致していない可能性があることへの懸念を、CCNFSDU に伝えることに合意した。CCMAS が次回会合で、CCNFSDU から提出される妥当性確認データに基づいてこれらのタイプ III 分析法の承認を再検討することに合意した。

全脂肪酸（Total fatty acids）

AOAC 2012.13|ISO 16958|IDF 231 を承認した。

・トランス脂肪酸の分析法（トランス脂肪酸フリー強調表示関係）

（経緯）

CCNFSDU は、提案する 3 種類の分析法が、コーデックス委員会及び WHO により定義されたトランス脂肪酸（最低 1 つ以上のトランス型二重結合をもつ脂肪酸）を脂質 100 g あたり 1 g のレベルで定量できるか検証することを CCMAS に求めた。

（結果）

CCNFSDU が提案しようとする食品と 3 つの分析法の組合せについて、どのトランス脂肪酸レベルで妥当性確認がなされているかの情報（表と参照情報）を CCNFSDU に対

して提供することに合意した。

アフリカ地域調整部会 (CCAFRICA) 関係

・未精製シアバターの分析法について

(経緯)

以下の条項についての分析法及びサンプリングプランの承認が求められていた。

水分含量、遊離脂肪酸含量（酸価）、相対密度、けん化価、ヨウ素価、過酸化価、不けん化物、不溶不純物含量、融点、鉛、ヒ素、鉄分

(結果)

鉛、ヒ素、鉄分の分析法を除いて承認された。鉛、ヒ素、鉄分は当該規格によって規定される条項ではないため、分析法承認の対象外とされた。(鉛、ヒ素の基準値は食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格(CODEX STAN 193-1995)に存在するが、その検討は CCAFRICA ではなく、食品汚染物質部会 (CCCF) の TOR の範囲である。)

スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 関係

・クミン、乾燥タイム及び胡椒の基準

(経緯)

以下の条項についての分析法及びサンプリングプランの承認が求められていた。

【クミン及びタイム】水分、全灰分、酸不溶性灰分、揮発性油分、植物性異物、虫害、ほ乳類糞尿、カビ被害

【胡椒】バルク密度、軽い子実、異物、黒い子実、割れ子実、カビ子実、虫害子実、小子実、ほ乳類糞尿、水分含量、全灰分、非揮発性エーテル抽出物、揮発性油分、ピペリン含量、酸不溶性灰分、粗繊維分

(結果)

分析法は承認された。なお、唯一の分析法でのみ値が規定されるような条項に対し、CCSCH から複数の分析法が提案されていたが、より近年に規格策定機関によるレビューがされている分析法を承認することとし、いずれも ISO が規格化した分析法がタイプ I として承認された。

サンプリングプランについては、CCPFV への指摘と同じ指摘により全て承認されなかった。

その他

・コーデックス分析法規格 (CODEX STAN 234-1999; 以下 STAN234) 上の分析法の記載について

STAN 234 に収載されているコーデックス分析法のうち、1 つの条項について複数の分析法を記載することについて以下を確認 (clarify) した。

- ・ 分析法が完全に同一 (identical) で共同で開発 (collaboratively developed) された

場合、これらの分析法を | (vertical bar) で区別し併記する

- ・ 分析法が技術的に同一 (technically identical) であるが分析法記述の様式等のみが異なる場合は、これらの分析法により同一サンプルから同様の分析結果を得られることから、すべてをタイプ I 分析法として分類することができ、/ (forward slash) で区別し併記する。

CCMAS は STAN 234 の見直しの電子作業部会 (議題 6 参照) で / (forward slash) の定義について検討し、次回会合に提示することにした。

議題 4: 分析対象成分が複数存在し総量を求める分析法に関するクライテリアアプローチについての討議文書

(経緯)

生及び活二枚貝の規格 (CODEX STAN 292-2008) に含まれるマリンバイオトキシン (麻痺性貝毒) の分析法のクライテリアの承認作業から派生した第 34 回部会における議論を発端とし、一般論として分析対象成分が複数存在し総量 (sum of components) を求める分析法のクライテリアアプローチについて議論が開始された。

前回部会では、電子作業部会及び部会期間中に開催された物理的作業部会が作成した討議文書に基づき議論されたが、文書の改訂と収載方法の決定にさらなる議論が必要である旨に合意したため、電子作業部会 (議長国: 英国) を再設置し、今次部会で検討を進めることで合意されていた。

(結果)

まず、議長国である英国から、sum of components が関与する分析法についてもクライテリアアプローチの適用は可能であるが複雑であり、ケースバイケースの検討が必要であることに電子作業部会の意見が一致したことが説明された。さらに英国から、①当該案件の複雑性を強調するために、コーデックス手続きマニュアルの「Working Instructions for the Implementation of the Criteria Approach in Codex」の注釈を改訂することで、分析対象が単一の分析法が想定されていることを明示すること、及び②討議文書 (CX/MAS 17/38/4) の Appendix I を情報提供文書 (information document) の様式に書き換えコーデックスのウェブサイトに掲載することで、利用者にとって利用しやすい情報、ガイダンスとして提供することが提案された。

議論においても、sum of components が関与する分析法と条項に規定された基準値等の値から、分析法の数的性能規準 (numeric method performance criteria) を導出するための様々な方法があり、影響する可能性のある要素を踏まえたケースバイケースの検討が必要なが確認された。また、これらの要素を検討することは、このような分析法を提案する部会の TOR (Terms of Reference) の範囲内であるとした。

議論の結果、sum of components が関与する分析法を対象とした統一的なクライテリアの開発は適当ではないとし、代わりに、英国から提案のあった手続きマニュアルの改訂を行うこと (Rep17/MAS, Appendix III)、また、他の部会や CCMAS が、sum of components が関与する分析法の数的性能規準を策定しようとする際に検討するであろう問題について情報を提供するために、討議文書の内容を基に作成、修正した文書(CRD

20)をコーデックスのウェブサイトの情報提供文書として掲載することで合意した。なお、我が国は、性能規準の数的指標の設定において、各分析対象の濃度範囲を政府やコーデックスの各担当部会が設定することが重要となる点や、各分析対象成分の比率や毒性、分析する食品の特性等に関しては CCMAS の TOR 外であり、コーデックスの各部会あるいは政府が検討すべきである点について意見を述べ、情報提供文書に含まれることとなった。

議題 5: 化学物質の検出に用いる生物学的分析法に関するクライテリアアプローチについての討議文書

(経緯)

前回部会では、電子作業部会（議長国：チリ、共同議長国：フランス）を設置し、生物学的分析法へのクライテリアの設定を含む以下の点について検討することが合意された。

- ・ビタミン類を対象とする生物学的分析法を置き替えることが可能な、既にコーデックスで採択されている化学的分析法の特特定
- ・それらの分析法に関連するコーデックス各部会への明確な質問の特特定
- ・生物学的分析法の分類の継続
- ・どの分類の分析法に対してクライテリアアプローチが利用可能か特定し、それぞれの分類についてクライテリアを提案

(結果)

まず、議長国であるチリ及びフランスから、電子作業部会の主要な成果物となった、生物学的分析法リストの修正案（CX/MAS 17/38/5 Part I）と生物学的分析法の妥当性確認のためのクライテリア（CX/MAS 17/38/5 Part II）について説明された。

Part I

ビタミン類を定量するために現在使用されている微生物学的分析法の多くが、HPLCを用いた分析法により置き換え可能である一方で、いくつかの微生物学的分析法は、ビタミン B12、葉酸、パントテン酸を定量するための方法として現在でも有用であることが指摘された。

議論を踏まえ、リストに挙げられた微生物学的分析法を用いる規格の担当部会である CCNFSDU に対し、微生物学的分析法を代替する分析法を提案し、置き換えの必要性を検討するよう要請することとなった。また、CCNFSDU からの回答については、次回 CCMAS の開催に先立ち、分析・サンプリング法承認のための物理的作業部会で検討することとなった。

Part II

生物学的分析法のクライテリア設定について議論を継続すべきかどうか、加盟国間で意見が分かれた。議論の継続に賛成する国は、(1)現在の手続きマニュアルに規定されている分析法選択のための一般クライテリアの全てが、必ずしも生物学的分析法に適用可

能ではないこと、(2)STAN234 に記載されている承認済みの生物学的分析法の一貫した科学的な見直しのため、また将来的に導入されるかもしれない生物学的分析法のために、生物学的分析法に特化したクライテリアが必要、(3)自国では生物学的分析法が現在も使用されており、これらを置き換えるための化学的分析法が必ずしも利用可能ではない、との意見であった。

継続に反対する国は、(1)分析法選択のための一般クライテリアは生物学的分析法にも適用可能であるため、追加のクライテリアの設定は不要であり、数的指標が必要な場合にはケースバイケースで検討可能、(2)すでに開始されており作業量の多い STAN 234 の改訂（議題 6 参照）を優先すべき、との意見であった。

その結果、(1)以下を TOR とする電子作業部会（議長国：チリ、メキシコ）を再設置し作業継続すること、(2)次回部会までに具体的な検討成果が得られなかった場合には、作業を中止すること、に合意した。

- ・生物学的分析法の評価のために、コーデックス手続きマニュアルに規定されている分析法選択のための一般クライテリア及びコーデックス手続きマニュアルに参照されている分析法の妥当性確認のための関連文書を利用すること。
- ・承認済みの生物学的分析法に適用することができない一般クライテリアを特定し、その上で、必要になる可能性のある別のクライテリアを提案すること。

議題 6：分析・サンプリング法規格（CODEX STAN 234-1999）における分析法の点検及びアップデートについての討議文書

（経緯）

コーデックス分析・サンプリング法規格では、ISO や AOAC インターナショナル（AOACI）、米国油化学会（AOCS）等の規格策定機関が作成した分析法を採用していたが、これら外部の組織における規格の見直しや廃止にあわせた、更新の問題を契機に検討が開始された案件である。

前回部会で、STAN 234 における齟齬・矛盾点等が個別に整理された。これに基づき、議長国:ブラジル、共同議長国:ウルグアイの電子作業部会及び物理的作業部会で、本規格の前文案と様式の修正案を準備するとともに、Codex General Methods という用語をどう扱うかについて検討することとなった。

（結果）

本議題については、前日の物理的作業部会にて予め議論され（日本も参加）、その結果報告に沿って本会合で議論した。以下の (2)、(3) を扱うことを目的とした電子作業部会（議長国：ブラジル、共同議長国：ウルグアイ）を設定することに合意した。

(1) Codex General Methods の扱いについて

現時点で Codex General Methods を定義し別立ての項を設ける必要はないということで合意した。これらの分析法(CODEX STAN 239-2003 や CODEX STAN 228-2001 に記載されるものを含めて)の更新については、分析法の承認の物理的作業部会で扱うことになった。（なお、我が国は、電子作業部会及び物理的作業部会で Codex General Methods

という用語を使うべきではないことを一貫して主張し、ほぼ反映された。)

(2) CODEX STAN 234-1999 の構成について

当該規格の前文、範囲、構成、その他関連情報を扱うことを目的とした新規作業を次回総会での承認を受けて開始することについて合意した。

(3) STAN 234-1999 の点検と更新作業のフォローアップについて

電子作業部会が作業パッケージ (Workable packages) の作成を進め、分析法承認の物理的作業部会及び次回会合で議論することに合意した。また、オブザーバーの規格策定機関は、分析法の参照先を更新する責任が各規格策定機関にあり、作業に協力していくという見解を示した。特に、乳製品に関する分析法について、IDF、ISO 及び AOACI が協力してこれらの作業を進める旨を表明した。

(4) コーデックス分析・サンプリング法のデータベースの将来作業について

CCMAS による STAN 234 の定期的な見直し作業を容易にし、コーデックス分析・サンプリング法を適切に管理するための検索可能なデータベースの必要性について意見が出されたが、具体的な議論は行われなかった。

議題 7：適切なサンプリングプランの選択のための実践的事例に関する情報提供文書

(経緯)

国際食品貿易におけるサンプリングや試験に際して、科学的な観点から紛争を防ぐための原則 (Principle) が 2013 年に採択され (CAC/GL 83-2013)、2015 年には説明部分の追加により改訂されている。また、2014 年に開催された第 35 回部会では、適切なサンプリングプラン選択のための実践的事例集及び、測定の不確かさ (MU) を推定するために使用する算定手順に関する事例集を作成することが合意されている。

前回部会では、サンプリングプラン選択のための実践的事例集を情報提供文書としてコーデックスウェブサイトで公開することが合意された。また、追加の技術的なコメントをさらに求め、今回会合で再検討することとなった。ドイツが作成したサンプリングプランの事例及びそれが選択された理由をとりまとめた情報提供文書(案)が今次部会までに回付され、加盟各国に意見照会された。

(結果)

今次部会においては、情報提供文書(案)の内容に異論は出ず、コーデックスのウェブサイトに情報提供文書として掲載することで合意した。

議題 8：測定の不確かさのガイドライン(CAC/GL 54-2004)の改訂の提案

(経緯)

測定の不確かさ (MU) を推定するために使用する算定手順に関する事例集作成の議論から派生し、前回会合において、電子作業部会(議長国:ドイツ)を設置し、測定の不確かさのガイドライン(CAC/GL 54-2004、以下 GL54)に含まれる可能性のある修正・更新

すべき点を特定し、必要に応じてサブサンプリング、サンプル調製そして分析を含む MU 推定の手順案を他のガイドライン(CAC/GL59-2006)との重複を避けて提案することが合意された。

(結果)

議長国であるドイツから、GL 54 の簡潔性を維持するために電子作業部会が行った作業の結果として討議文書が示され、現行の GL 54 の別添とされていた説明文書を本文に統合することで重複を解消したこと、MU 推定の推奨手順を示す新しい章を追加し、そこに含める実例を引用元の規格や国際的なガイドラインにあわせて改訂したこと、手続きマニュアルに記載されている分析法の精度に関する表との整合を図ったことなどが説明された。また、本討議文書は、GL 54 の改訂案として提案された。さらに、討議文書の序文に追加された文章が、サンプリングプランへの影響や特定の分析用試料の適合判定における、MU の重要性を明確にするために必要である旨、説明された。

議論において、MU は試験室試料を取り扱ったものであり、ロットの均一性を取り扱うものではないものの(すなわち、GL54 はサンプリングの不確かさを扱わないこと)、サンプリングプランに影響を与えロットの受け入れや、規格の基準に対する製品の適合判定に影響を与える旨、説明された。また、本ガイドラインは全ての Codex 規格及び関連文書と同様に、一義的にはコーデックス加盟国並びに当該政府のあらゆる関係者(例：GL54 の場合、MU を取り扱う試験所)を対象としていることが確認された。

電子作業部会が示した GL54 の改定案が新規作業を想起させるものであったため、次回部会で検討するために、明確な作業概要をまとめた新規作業提案文書を作成すべきと指摘された。加えて、追加された MU の推奨手順は情報提供文書としてまとめ、MU 推定手順の実例として位置づけることがより適切であることも指摘された。

討議文書の記載や、議長国であるドイツによる説明が、MU とサンプリングプランとを関連づけた文書の作成に進みかねない内容であったことを危惧し、我が国からは新規作業では MU に焦点を合わせサンプリングの不確かさを取り扱わないことを明確にすべきである旨意見し、レポートに記録された。

議論の結果、電子作業部会（議長国：ドイツ）を再設置し、以下を TOR として検討を進めることで合意された。

- ・ GL54 に対してどの様な修正や改善を行うかを示した新規作業提案文書の作成
- ・ 特定された改善箇所を踏まえた GL54 の見直し並びに、内容の簡潔性を考慮した技術的なまたその他の修正
- ・ MU 推定手順の事例を含む情報提供文書の作成

上記の作業を CX/MAS 17/38/8 Appendix I に示された文書を基に進めることにも合意された。

議題 9：サンプリングの一般ガイドライン(CAC/GL 50-2004)の改訂の提案

(経緯)

第 34 回魚類・水産製品部会 (CCFFP) より、「サンプリングの一般ガイドライン(GL 50)」は難しすぎるとの意見が提出され、よりユーザーフレンドリーなガイドラインが

要望されたこと等について議論され、前部会において電子作業部会(議長国:ニュージーランド)を設置し、以下の作業を行うことが合意された。

- ・現在の GL 50 の内容が同ガイドラインの「根拠 (Rationale) と目的」にあっているかどうかの検証
- ・必要に応じた「根拠と目的」の更新
- ・新規作業提案文書の作成

GL50 は、サンプリングの考え方とその理論を、統計学を基本として記述した一般ガイドラインである。実際の利用者として想定される多くの加盟国政府職員や輸出入業者等には統計学の知識が十分でなく、GL50 を理解し利用することが困難であるため、「難しすぎる」との意見が提出されたものと考えられる。

(結果)

議長国のニュージーランドから、GL50 の改訂に当たり改善を検討すべき一般的及び技術的な内容のいくつかについて指摘された。それらの指摘には、サンプリングの原則への理解を助ける、以下の内容が含まれていた。

- 1) 最初の項では、受け入れの可否を決めるサンプリングの原則、それがどの様に機能するか、特定の事案に対してどの様にサンプリングプランを決めるかを議論すること。
- 2) バルクで取り扱われる製品のサンプリング
- 3) 「消費者リスク」及び「生産者リスク」という用語の使用

また、ニュージーランドからは、作業を行う上で、外部の技術専門家からの援助が必要である可能性が指摘された。さらに、部会にて討議文書を検討後、作業達成のための方法、特に優先順位と最優先課題の実施方法に合意した後、新規作業提案文書を作成することが提案された。

議論では、以下の意見が述べられた。

- 現行のガイドラインは理論的な解説がなされているが、統計学の知識がない者にとっては理解が困難である。従って、今後の改訂において、理論的な情報の追加は避けるべきであり、また、より簡潔なものにすることが望まれる。
- 討議文書はガイドライン更新の良き起点であるが、相当量の作業が提案されており、外部の専門家による支援と優先順位付けが必要である。
- ガイドライン改訂は広範囲に渡り、新規作業とするには時期尚早である。ガイドライン改訂案のアウトライン (outline) を先に示すことが、新規作業を開始するかどうかの決定の一助になるだろう。

また、コーデックス事務局から、(1) 簡潔で分かりやすいガイドラインを目指して改訂を進めるべきであること、(2) 統計学的な情報を入れすぎることではないこと、(3) 国際的に認知された他の標準化機関によって作成された指針への相互参照を検討すること、(4) 事例の使用は可能な限り避けるべきであることが強調された。

結論として、現段階では新規作業としての承認をコーデックス総会に求めず、電子作業部会 (議長国:ニュージーランド) を再設置し、以下を TOR として継続検討することが合意された。

- ・作業方針を明確にした新規作業提案文書の作成

- ・改訂後の CAC/GL 50 のアウトライン
- ・技術的なまたその他の改善の優先順位付け
- ・作業を分割しそのフェーズごとの時間枠

議題 10: 分析法に関する国際機関間会合の報告

本会合に先立って実施された標記会合の内容が報告された。

議題 11: その他の事項及び今後の作業

なし

議題 12: 次回会合の日程及び開催地

第 39 回 CCMAS は、18～24 ヶ月以内にハンガリーのブダペストでの開催を予定しており、正確な日程及び場所については、議長国と事務局が相談して決定することとされた。なお、複数国から、次回会合までの期間がこれまでより長くなることについての懸念が示された。

分析・サンプリング法部会（CCMAS）の作業の概要及び状況

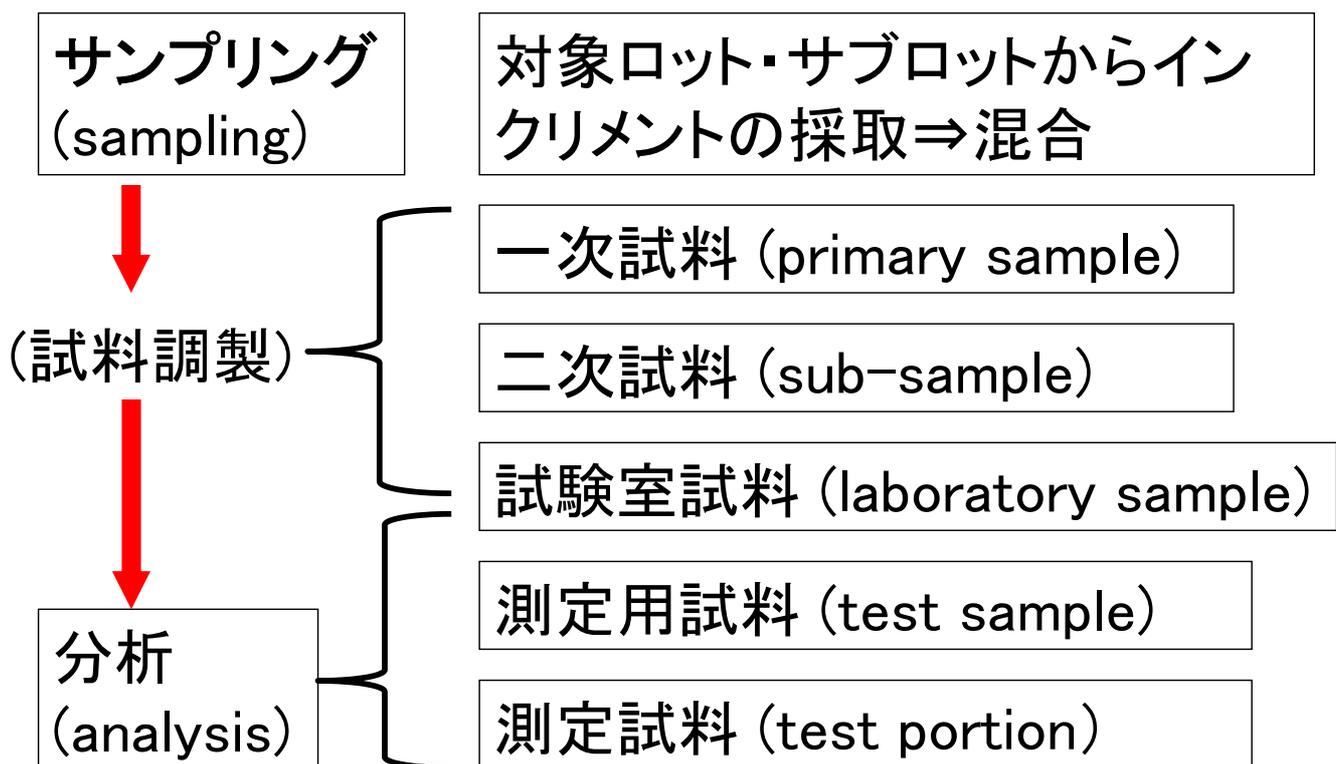
担当者	目的	事項	ステップ
加盟国 第 73 回 CCEXEC 第 40 回 CAC	採択	コーデックス規格（STAN 234-1999） における分析・サンプリング法	—
加盟国 第 73 回 CCEXEC 第 40 回 CAC	採択	手続きマニュアルの改定	—
第 40 回 CAC	廃止	コーデックス規格におけるコーデッ クス RM method	—
CCFO	情報	リンからリン脂質への換算係数	—
CCPFV	対応／情報	遊離脂肪酸分析法 サンプリングプラン	—
CCASIA	情報／対応	のり製品の酸価の分析法	—
CCNFSDU 第 39 回 CCMAS	情報／対応	クロム、モリブデン、セレンの分析 法 トランス脂肪酸の分析法 生物学的分析法の代替分析法	—
CCAFRICA	情報	ヒ素、鉛、鉄の分析法 （未精製シアバターの規格）	—
CCSCH	情報／対応	クミンとタイムのサンプリングプラン	—
食品規格を作成 する全ての部会	情報	分析法承認の様式について（分析法 の原理とタイプ分類の明記）	—
コーデックス事 務局／各部会	公表 情報／使用	情報提供文書： 分析対象成分が複数存在し総量を求 める分析法に関するクライテリアア プローチ 適切なサンプリングプラン選択のため の実践的な事例	—
電子作業部会 （議長：チリ、 メキシコ） 第 39 回 CCMAS	開発	生物学的分析法のクライテリア	—
第 73 回 CCEXEC 第 40 回 CAC 電子作業部会 （議長：ブラジ	新規作業／点検 と更新	コーデックスの分析・サンプリング 法規格（CODEX STAN 234-1999）の点 検及び更新／改定	1 / 2 / 3

ル、ウルグアイ) 第 39 回 CCMAS			
IDF/ISO/AOAC 第 39 回 CCMAS	更新	乳製品の分析法の点検と更新	—
電子作業部会 (議長:ドイツ) 第 39 回 CCMAS	討議	測定の不確かさのガイドライン (CAC/GL 54-2004) の改定	—
電子作業部会 (議長:ニュー ジーランド) 第 39 回 CCMAS	討議	サンプリングの一般ガイドライン (CAC/GL 50-2004) の改定	—
物理的作業部会 (議長:米国、 豪州) 第 39 回 CCMAS	承認	分析・サンプリング法の承認	—

コーデックス委員会 第38回分析・サンプリング法部会



サンプリングから分析開始までの流れ



(参考)

Eurachem Measurement uncertainty arising from sampling:2007

JIS K 0211: 2013 分析化学用語(基礎部門)

サンプリング

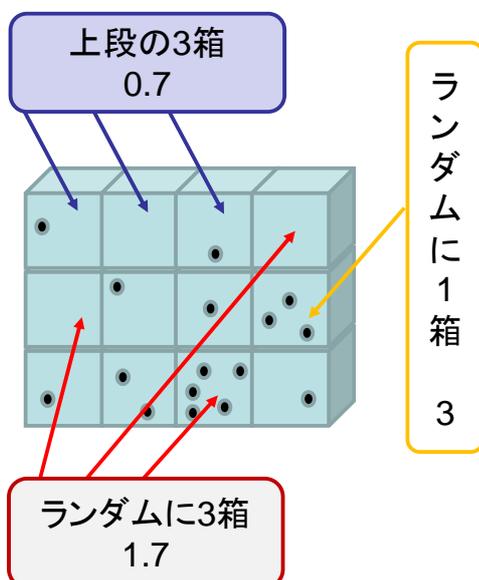
- 特に、輸出入において分析を行う必要
 - 安全 (重金属、かび毒、**残留農薬、有害微生物等**)
 - 品質等の面でも必要
- 全量検査はできない
 - 食べるものがなくなってしまう
- 一定割合、一定数、一定量など採取し、分析
→ サンプリング

分析・サンプリング法
部会では扱わない

3

サンプリング計画

箱1個あたり、黒い点
は何個ある？



- サンプリングプランが違えば同じ方法で分析しても結果が異なる可能性
- 食品の種類や分析したい物質により、適切なサンプリング法を選択
- 統計学に基づく
- 行きあたりばったりでサンプリング計画を決めてはいけない

サンプリングの一般ガイドライン (CAC/GL 50-2004)

- 目的
 - コーデックス規準への適合を検査するときに、公正で妥当なサンプリングの手続きを保証できるよう、本GLを作成
 - 各国の法律や技術的アプローチ、結果の解釈に依存することを回避
- GLの中で、サンプリングの基本コンセプトと、それらの理論を記述

統計学の知識を持った人には難しくないが、そうでない人には内容の理解や本GLの利用が困難
読者として政府職員、輸出入業者が想定されるが...

5

サンプリング関連議題(1)

- 適切なサンプリングプランの選択のための実践的事例に関する情報提供文書 (議題 7)
 - ガイドラインの理解を助ける上で、例示とサンプリング計画開発のプロセスに対する丁寧な説明が有用との立場
 - 「情報提供文書」というステータスがかわらないよう、注意すべき

サンプリング関連議題(2)

- サンプリングの一般ガイドライン(CAC/GL 50-2004)の改訂の提案 (議題 9)
 - GL50は、想定される多くの読者にとって難しくさらに理論的説明を加えれば、もっと難しくなるので、避けるべき
 - 他のGL等との齟齬、矛盾は解消すべき
 - 特にGL83-2013 (食品の国際的な貿易におけるサンプリングや試験の利用に関する原則)

7

分析結果を得るのに必要な手順＝分析法

(例)

①試験室試料の一部を採取 (test portion)

②前処理

分析したい化学物質が良く溶ける溶媒を加え、粉砕し、よく混ぜる

遠心分離機などで固体成分を除く

目的の化学物質以外を大まかに除去

濃縮、乾固

分析可能な化合物に変化させる

③分析機器に供する

例: ガスクロマトグラフ質量分析計(GC/MS)など

④計算・算出

22

8

国際的に通用する分析データとは

● 妥当性確認された分析法を使用

- いつでも、どこでも、だれが測定しても、同じような結果が得られる(分析値のバラツキが一定の範囲)ことが検証された分析法

同じものを分析しても、分析法が違えば、分析値は異なるかも知れない

● 精度管理をしている分析機関で測定

- 内部精度管理、外部精度管理、第三者認定

精度管理していない分析機関のデータは、信用してよいかわからない

9

CODEX STAN 234-1999

食品名	条項(分析対象)	分析法	分析原理	分析法のタイプ
<i>Commodity</i>	<i>Provision</i>	<i>Method</i>	<i>Principle</i>	<i>Type</i>
Degermed maize (corn) meal and maize (corn) grits	Moisture	ISO 712:1998 ICC Method No 110/1 (1986)	Gravimetry	I
Degermed maize (corn) meal and maize (corn) grits	Particle size (granularity)	AOAC 965.22	Sieving	I
Degermed maize (corn) meal and maize (corn) grits	Protein	ICC Method No 105/1 (1986)	Titrimetry, Kjeldahl digestion	I
Durum wheat semolina and durum wheat flour	Ash (semolina)	AOAC 923.03 ISO 2171:1993	Gravimetry	I
Durum wheat semolina and durum wheat flour	Moisture	ISO 712:1998 ICC Method 110/1 (1986)	Gravimetry	I
Durum wheat semolina and durum wheat flour	Protein (N x 5.7)	ICC Method No 105/1	Titrimetry, Kjeldahl digestion	I
Instant Noodles	Extraction of oil from instant noodles	described in the standard	Gravimetry	I
Instant Noodles	Acid Value	described in the standard	Titrimetry	I
Instant Noodles	Moisture	described in the standard	Gravimetry	I
Maize (corn)	Moisture	ISO 6540:1980 (confirmed 1994)	Gravimetry	I
Peanuts (raw)	Aflatoxins, total	AOAC 991.31	Immunoaffinity column (Aflatest)	II
Peanuts (raw)	Aflatoxins, total	AOAC 993.17	Thin layer chromatography	III
Peanuts (intended for further processing)	Aflatoxins, total	AOAC 975.36	Romer minicolmn	III
Peanuts (Cereals, shell-fruits and derived products (including peanuts))	Sum of aflatoxins B ₁ , B ₂ , G ₁ and G ₂	EN 12955 : 1999-07 ISO 16050:2003	HPLC with post column derivatization and immunoaffinity column clean up	III
Peanuts (intended for further processing)	Aflatoxins, total	AOAC 979.18	Holaday-Velasco minicolumn	III
Pearl millet flour	Ash	AOAC 923.03	Gravimetry	I
Pearl millet flour	Colour	<i>Modern Cereal Chemistry</i> , 6th Ed., D.W. Kent-Jones and A.J. Amos (Ed.), pp. 605-612, Food Trade Press Ltd, London, 1969.	Colorimetry using specific colour grader	IV

分析法関連議題(1)

- コーデックス規格の分析法条項の承認 (議題3)
 - 急速冷凍野菜の規格(CODEX STAN 320-2015, CCPFV)
 - のり製品の地域規格 (CCASIA)
 - 幼児用粉ミルク及び特殊医療用途の幼児用粉ミルクの分析法 (CODEX STAN 72-1981)
 - シアバターの分析法 (CCAFRICA)
 - クミン、タイム、胡椒の分析法 (CCSCH)
 - 魚油の分析法 (CCFO)

11

分析法関連議題(2)

- 分析・サンプリング法規格 (STAN 234-1999)における分析法の点検及びアップデートについての討議文書 (議題6)
 - 科学的に妥当で、利用しやすい内容とすべき

クライテリア アプローチ (Criteria approach)

- 化学物質の分析について、ある特定の分析法自体を指定するのではなく、**望ましい分析法の性能規準(criteria)を設定**

→ 分析者は規準に合う分析法を自由に選択

※ ただし、規準は全く自由に設定できるというわけではない。(基準値(ML)から計算する、または、妥当性確認されている既存の分析法のデータ等を参照し、分析法を規準に翻訳する)

13

クライテリアアプローチの例

魚類加工品中のヒスタミン(MLから計算)

Provision	ML (mg/100 g)	Minimum applicable range (mg/100 g)	LOD (mg/100 g)	LOQ (mg/100 g)	RSD _R (%)	Recovery	Applicable methods that meet the criteria	Principle
Histamine	10 (average)	8 – 12	1	2	16.0	90 – 107	AOAC 977.13 NMKL 99, NMKL 196,	Fluorometric HPLC
Histamine	20 (each unit)	16 – 24	2	4	14.4	90 – 107	AOAC 977.13 NMKL 99, NMKL 196,	Fluorometric HPLC

二枚貝中の麻痺性貝毒(既存の分析法を翻訳)

Toxin Group	Toxin	Minimum applicable range (mg/kg)	LOD (mg/kg)	LOQ (mg/kg)	Precision (RSD _R) (%) No more than	Recovery percent	Applicable methods that meet the criteria
STX Group	Saxitoxin (STX)	0.05 – 0.2	0.01	0.02	44%	50 – 130	AOAC 2005.06 NMKL 182, EN 14526 AOAC 2011.02 NMKL 197
	NEO	0.05 – 0.2	0.01	0.02	44%	50 – 130	
	dcSTX	0.05 – 0.2	0.01	0.02	44%	50 – 130	
	GTX1	0.05 – 0.2	0.01	0.02	44%	50 – 130	
	GTX2	0.1 – 0.5	0.03	0.06	38%	50 – 130	
	GTX3	0.1 – 0.5	0.03	0.06	38%	50 – 130	
	GTX4	0.05 – 0.2	0.01	0.02	44%	50 – 130	
	GTX5	0.1 – 0.5	0.03	0.06	38%	50 – 130	
	GTX6	0.1 – 0.5	0.03	0.06	38%	50 – 130	
	dcGTX2	0.1 – 0.5	0.03	0.06	38%	50 – 130	
	dcGTX3	0.1 – 0.5	0.03	0.06	38%	50 – 130	
	C1	0.1 – 0.5	0.03	0.06	38%	50 – 130	
	C2	0.1 – 0.5	0.03	0.06	38%	50 – 130	
	C3	0.5 – 1.5	0.1	0.2	32%	50 – 130	
C4	0.5 – 1.5	0.1	0.2	32%	50 – 130		

クライテリアアプローチ関連議題(1)

- 分析対象物質が複数存在し総量を求める分析法に関するクライテリアアプローチについての討議文書(議題4)
 - 他の部会ないし各国政府の検討事項
 - 各成分の比率、毒性、食品の性質
 - これらに基づき、測定したい濃度範囲の特定
 - CCMASの検討事項
 - 上記で特定された濃度範囲を測定できるようにするには、どのようなクライテリアにすれば良いか？

15

クライテリアアプローチ関連議題(2)

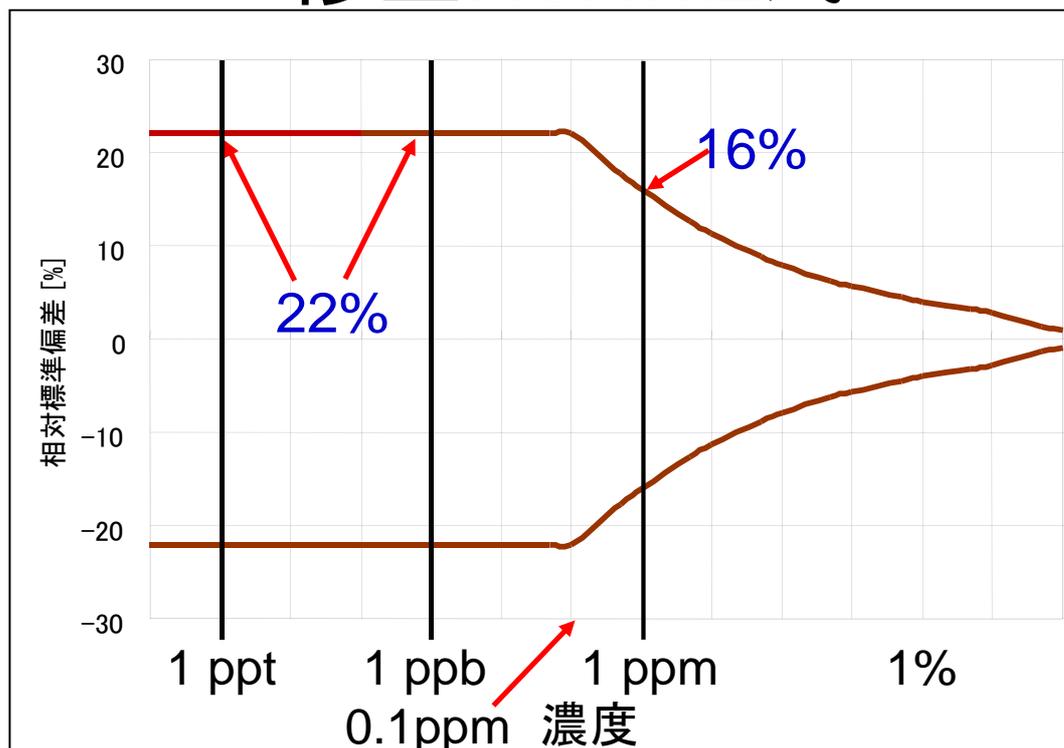
- 化学物質の検出に用いる生物学的分析法に関するクライテリアアプローチについての討議文書(議題5)
 - 文書未着

分析値のばらつきについて

- 同じものを**何度も分析**すると、その分析値は**ばらつき**、正規分布を示す
- 化学物質の分析では、**試験室間での再現性**については、食品の種類や分析対象の化学物質の種類、分析法ではなく、**分析対象の成分の濃度に依存**することが報告されている

17

修正Horwitz式



Thompson, M., Analyst, 125, 385-386 (2000)

測定の不確かさ(1)

- 測定値からどの程度のばらつきの範囲内に「真の値」があるかを示す尺度

※粗雑な手法で分析をするということではない

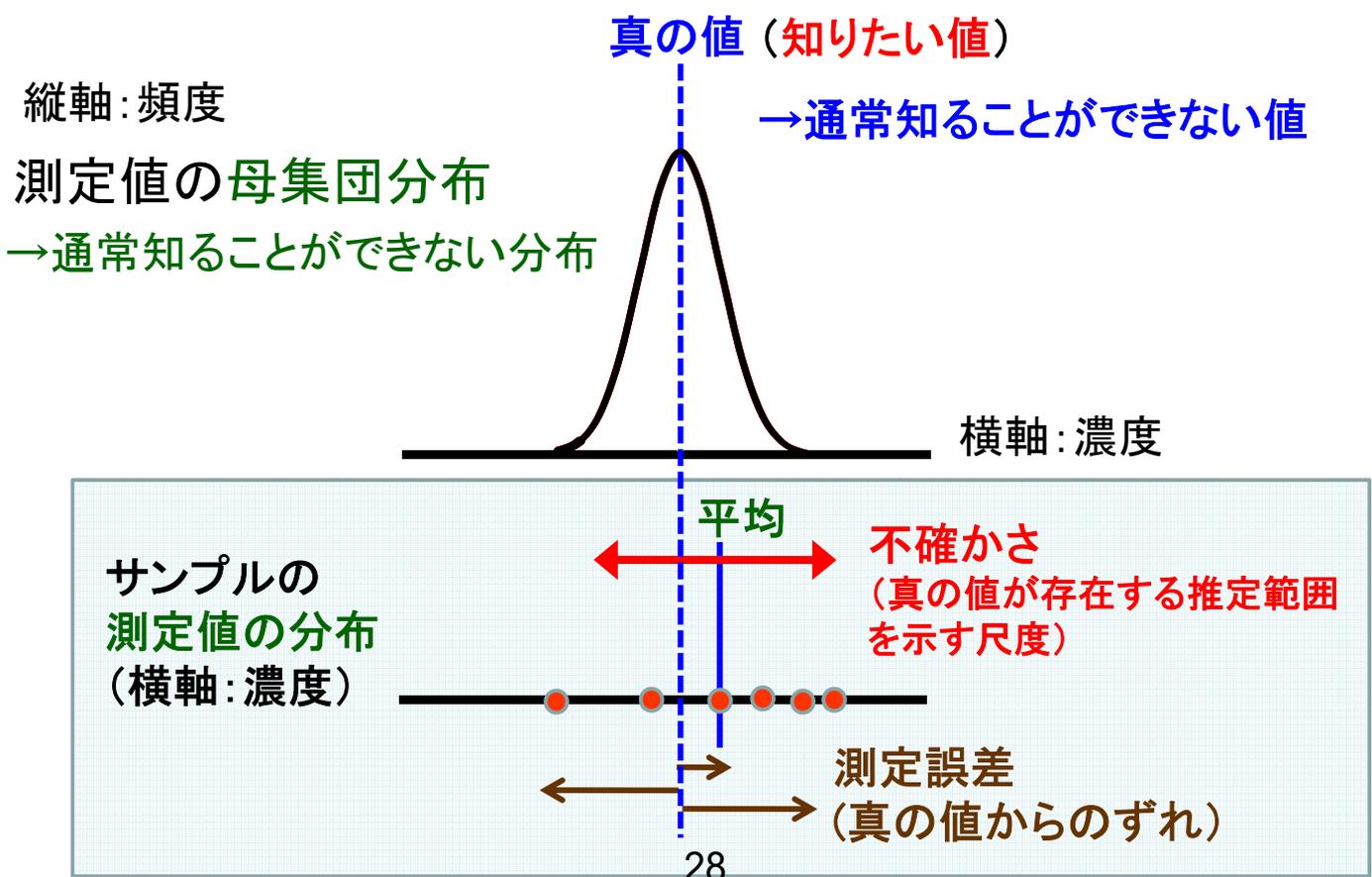
- 実際には、分析の「確かさ」を示すもの
- 実験データ及び統計解析で求められる

<参考>

"International vocabulary of basic and general terms in metrology", ISO 1993, 2nd Edition.

19

「測定の不確かさ」と「測定誤差」の違い



20

測定の不確かさ(2)

- 分析結果は $x \pm U$ (拡張不確かさ) の形で報告

(x : 分析値、 U : 拡張不確かさ)

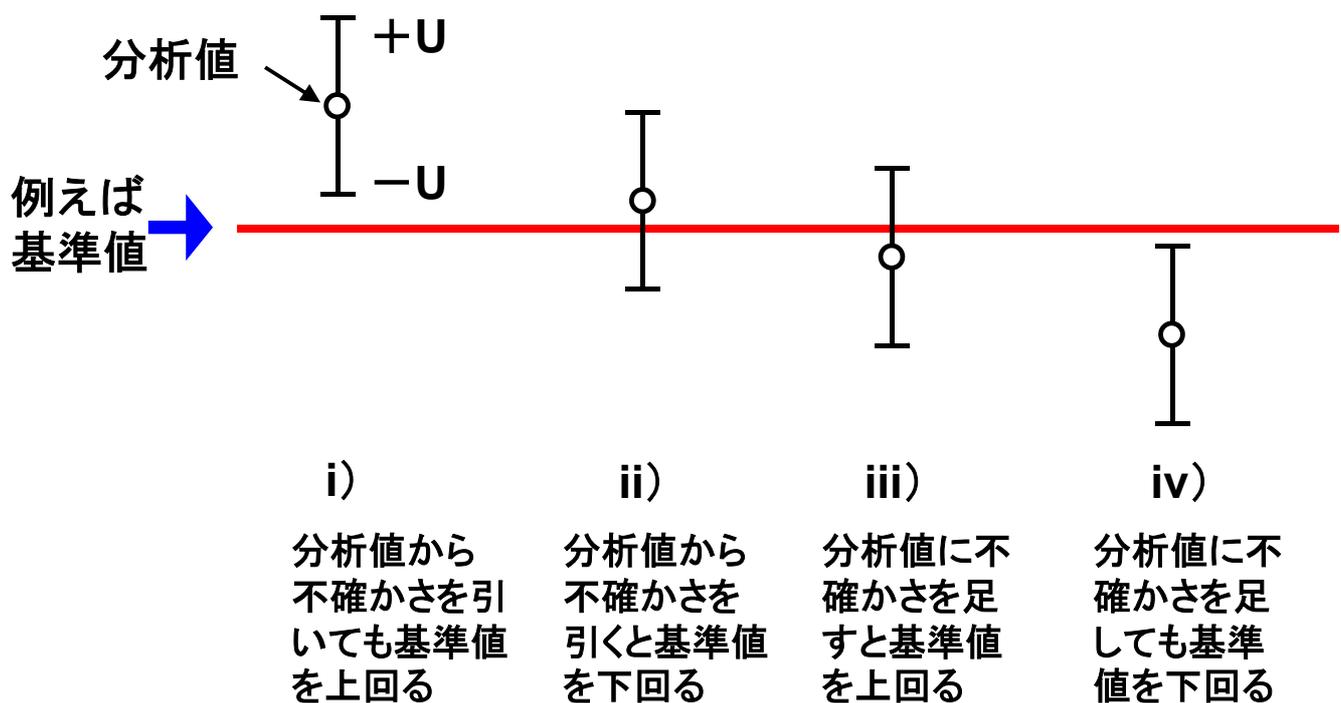
($U = 2u$ 、 u : 標準不確かさ)

標準不確かさの2倍を「**拡張不確かさ**」とする

(参考) Guidelines on Measurement Uncertainty (CAC/GL 54-2004)

21

測定の不確かさが論点となる例



(参考) Guidelines on Measurement Uncertainty (CAC/GL 54-2004)

22

不確かさに関する議題

- 測定の不確かさのガイドライン(CAC/GL 54-2004)の改訂の提案 (議題8)
 - 分析者や分析値利用者にとって、なぜ不確かさが必要なのかの適切な説明を記述すべき
 - 既存のコーデックス基準値を用いて不確かさの見積りの具体例を追加すべき

23

(参考)

分析・サンプリング法部会について

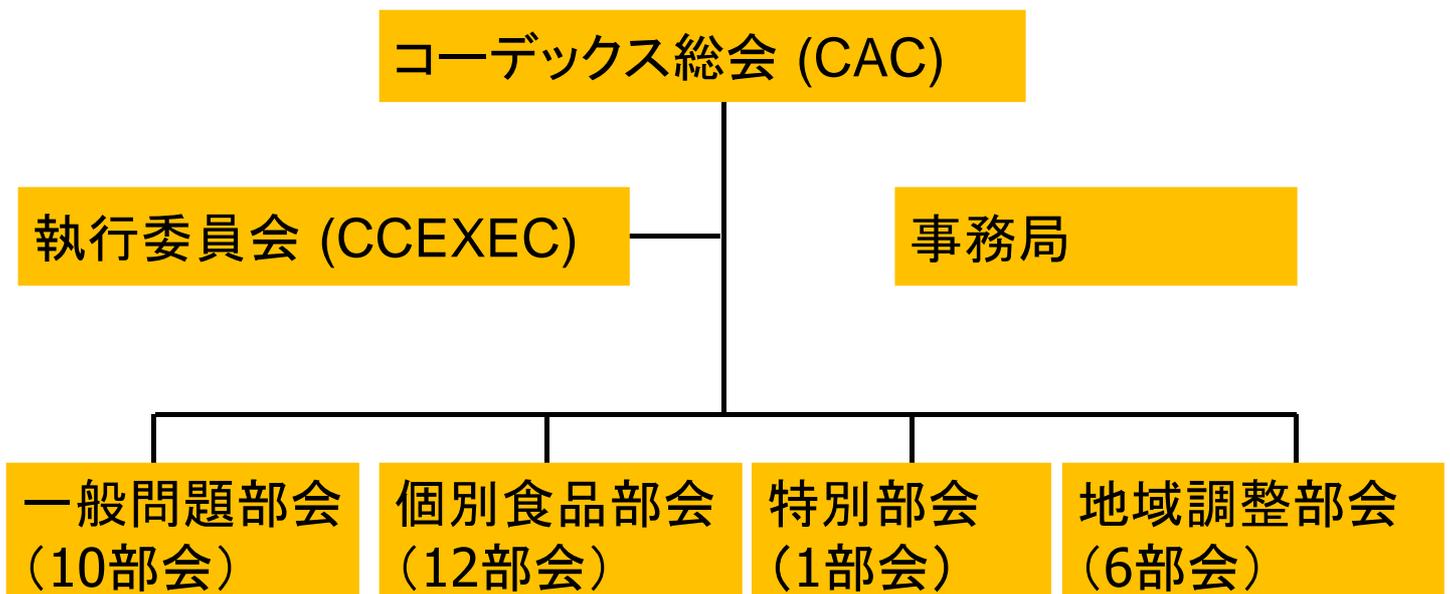
CCMAS

「コーデックス委員会分析・サンプリング法部会」の略
Codex **C**ommittee on **M**ethod of **A**nalysis and **S**ampling

- コーデックス委員会的一般問題部会の一つ
 - ①分析法及びサンプリング法に関する**共通ガイドライン**の策定
 - ②各部会から提出された**分析法条項の承認**等を担当
- 議長国ハンガリー

25

コーデックス委員会の組織図



31

26

一般問題部会（10部会）

- 一般原則 (CCGP) (フランス)
- 食品添加物 (CCFA) (中国)
- 汚染物質 (CCCF) (オランダ)
- 食品衛生 (CCFH) (米国)
- 食品表示 (CCFL) (カナダ)
- 分析・サンプリング法 (CCMAS) (ハンガリー)
- 残留農薬 (CCPR) (中国)
- 食品残留動物用医薬品 (CCRVDF) (米国)
- 食品輸出入検査・認証制度 (CCFICS) (豪州)
- 栄養・特殊用途食品 (CCNFSDU) (ドイツ)

※ 括弧内は議長国。

27

CCMASが策定した規格・ガイドライン等の例

コーデックス委員会における分析及びサンプリング法の規格設定に関する原則(手続きマニュアル)

- 推奨する分析・サンプリング法(CODEX STAN 234-1999)
- 分析用語に関するガイドライン(CAC/GL 72-2009)
- サンプリングに関するガイドライン(CAC/GL 50-2004)
- 食品の輸出入規制にかかわる試験所の能力評価に関するガイドライン(CAC/GL 27-1997)
- 測定の不確かさの推定に関するガイドライン(CAC/GL 54-2004)
- 分析(試験)結果をめぐる紛争解決に関するガイドライン(CAC/GL 70-2009)
- 国際食品貿易におけるサンプリング及び検査の原則(CAC/GL 83-2013)

32

28

コーデックス委員会に関するさらなる情報

農林水産省のホームページ

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/index.html>

コーデックス委員会のホームページ

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/en/>

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 40 回 総会

日時 : 2017 年 7 月 17 日 (月) ~ 7 月 22 日 (土)
場所 : ジュネーヴ (スイス)

議題

1.	議題の採択
2.	第 72・73 回執行委員会の報告
3.	FAO/WHO 関係部会の報告
4.	手続きマニュアルの改訂
5.	ステップ 8 の規格案と関連文書(ステップ 6, 7 を省略する勧告を付してステップ 5 で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ 5 で提出されたものを含む)
6.	ステップ 5 の規格原案と関連文書
7.	既存のコーデックス規格と関連文書の廃止
8.	新規作業の提案
9.	作業中止の提案
10.	コーデックス規格と関連文書の修正
11.	コーデックスの作業管理の定期的な評価 (電子作業部会)
12.	総会、執行委員会および部会の報告から提起された事項
13.	財政及び予算に関する事項
14.	FAO/WHO のコーデックスへの科学的支援
14.1	活動報告
14.2	予算及び支出
15.	FAO 及び WHO から提起された事項
15.1	政策及び関連する事項
15.2	キャパシティービルディング活動
15.3	信託基金活動
16.	コーデックス委員会と他の国際機関との関係
17.	議長、副議長及び地域代表国の選出及び地域調整国の指名
18.	コーデックス部会の議長を指名する国の指定
19.	その他の作業
20.	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 40 回総会 報告

1. 日時および開催場所

日時：2017年7月17日（月）～7月22日（土）

場所：ジュネーヴ（スイス）

2. 参加国及び国際機関

152 加盟国、1 加盟機関（EU）、46 国際政府機関及び非政府機関

3. 我が国からの出席者

厚生労働省	医薬・生活衛生局			
	生活衛生・食品安全企画課国際食品室	室長	佐藤	愛
厚生労働省	医薬・生活衛生局	参与	吉倉	廣
厚生労働省	医薬・生活衛生局			
	生活衛生・食品安全企画課国際食品室	主査	印田	明友美
厚生労働省	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部			
	生活衛生・食品安全企画課国際食品室	主査	柳澤	真央
農林水産省	消費・安全局食品安全政策課	国際基準専門官	清水	裕介
農林水産省	消費・安全局食品安全政策課	係長	織戸	亜弥
農林水産省	消費・安全局畜水産安全管理課	課長補佐	沖田	賢治
動物医薬品検査所	主任研究官		川西	路子
独立行政法人国際協力機構	専門家		牛尾	光宏
 (コーデックス委員会副議長)				
農林水産省	消費・安全局食品安全政策課	調査官	辻山	弥生

4. 概要

議題 1. 議題の採択

議題 19 (その他の作業) に、以下の事項を追加した上で採択された。

- ① 「World Food Safety Day」 (提案国：コスタリカ)
- ② 「バイオ農薬、バイオ肥料、バイオステイミュラント」 (提案国：チリ)

議題 2. 第 72・73 回執行委員会の報告

手続きマニュアルに従い、議長は第 72・73 回執行委員会の結果について報告をした。

議題 3. FAO/WHO 関係部会の報告

6 つの地域調整部会から、直近に開催された地域調整部会 (RCC) の報告があった。

議題 4. 手続きマニュアルの改訂

<分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要	議論の結果
コーデックス分析法の設定の原則の修正	コーデックス手続きマニュアル「コーデックス分析法の設定の原則」にある「Working Instructions for the Implementation of the Criteria Approach in Codex」の注釈を改訂し、分析対象成分が複数存在し総量を求める分析法に関しては、クライテリアアプローチの適用に必要な性能規準の導出に様々な方法があり、ケースバイケースでの検討が必要であることを追記するもの。	案のとおり最終採択された。

<栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要	議論の結果
栄養リスクアナリシスの原則の修正	コーデックス手続きマニュアル「栄養リスクアナリシスの原則」に、CCNFSDU の科学的助言をすする機関として FAO/WHO 合同栄養専門家会合 (FAO/WHO Joint Expert Meetings on Nutrition :JEMNU) を含める修正を行うもの。	案のとおり最終採択された。

議題5. ステップ8の規格案と関連文書 (ステップ6, 7を省略する勧告を付してステップ5で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ5で提出されたものを含む)

Part1 ステップ8, 迅速化手続きのステップ5及びステップ5/8の規格案及び関連文書

<加工果実・野菜部会 (CCPFV) >

事項	概要	議論の結果
「果実缶詰の規格」(CODEX STAN 319-2015) 改定案のパイナップル缶詰の付属書原案	「パイナップル缶詰の規格」(CODEX STAN 42-1981) を廃止し、「果実缶詰の規格」(CODEX STAN 319-2015) の付属書に置き換えるもの。	案のとおり最終採択された。
「急速冷凍野菜の規格」(CODEX STAN 320-2015) 改定案の付属書原案	急速冷凍野菜の各規格: ブロッコリー (CODEX STAN 10-1981)、芽キャベツ (CODEX STAN 112-1981)、カリフラワー (CODEX STAN 111-1981)、フライドポテト (CODEX STAN 114-1981)、グリーンビーンズおよびワ	案のとおり最終採択された。 なお、表示に関する条項については食品表示部会 (CCFL) の承認を求めるとされた。

	<p>ックスビーンズ (CODEX STAN 113-1981)、えんどう豆 (CODEX STAN 41-1981)、ほうれん草 (CODEX STAN 77-1981) を廃止し、「急速冷凍野菜の規格」(CODEX STAN 320-2015) の付属書に置き換えるもの。</p>	
<p>「果実缶詰の規格」(CODEX STAN 319-2015) における範囲条項の修正</p>	<p>「果実缶詰の規格」(CODEX STAN 319-2015) が砂糖の代わりに甘味料を使用した製品に適用されないことを明確化するため、範囲条項を修正するもの。</p>	<p>案のとおり最終採択された。</p>
<p>加工果実・野菜の規格における食品添加物条項の修正</p>	<p>・「栗及び栗ピューレの缶詰の規格」(CODEX STAN 145-1985)、「果実および野菜ピクルスの規格」(CODEX STAN 260-2007) における食品添加物条項を「食品添加物の一般規格」(GSFA、CODEX STAN 192-1995) を参照する記載とするもの。</p> <p>・「ジャム、ゼリーおよびマーマレードの規格」(CODEX STAN 296-2009)、「アップルソース缶詰の規格」(CODEX STAN 17-1981)、「フルーツカクテルの缶詰の規格」(CODEX STAN 78-1981)、「トロピカルフルーツサラダの缶詰の規格」(CODEX STAN 99-1981)、「キュウリのピクルスの規格」(CODEX STAN 115-1981)、「キムチの規格」(CODEX STAN 223-2001)、「核果類の缶詰の規格」(CODEX STAN 242-2003) における食品添加物条項を、「香料の使用に関するガイドライン」(CAC/GL 66-2008) との用語の整合性の観点から修正するもの。</p>	<p>案のとおり最終採択された。</p>

<アジア地域調整部会 (CCASIA) >

事項	概要	議論の結果
海苔製品の地域規格原案	主にアジア地域で製造・貿易されている海苔製品の製品タイプ、組成、品質基準等の条項を規定するもの。第20回CCASIA(2016年9月)では、会合直前に開催された物理作業部会(PWG)によって用意された規格原案をもとに検討され、全ての懸念事項は解決されたとして、今次総会にステップ5/8として諮ることに合意した。なお、食品添加物条項は第49回CCFA(2017年3月)で承認されたが、分析法の条項は第38回CCMAS(2017年5月)で一部が承認されず、次回CCASIAにて再度検討される予定。表示の条項は第44回CCFL(2017年10月)に送付される予定。	案のとおり最終採択された。 なお、表示に関する条項についてはCCFLの承認を求めるととされた。
路上販売食品の地域衛生実施規範原案	路上販売食品の管理において考慮すべき衛生条件を規定するもの。第20回CCASIA(2016年9月)で合意され、第48回CCFH(2016年11月)において修正のうえ承認された。なお、「食品衛生の一般原則」(CAC/RCP1-1969)の改定作業終了後、CCFHが当該地域規格原案を見直すこととされている。	案のとおり最終採択された。 なお、類似の実施規範は本件も含め4地域で作成されていることから、左記のCCFHによる見直しのため、事務局が比較分析を行うこととなった。
CCASIAの地域規格(テンペ(CODEX STAN 313R-2013)、チリソース(CODEX STAN 306R-	以下3つの地域規格について、修正を行うもの。 ・「テンペの規格」(CODEX STAN 313R-2013)における分析・サンプリング法条項について、「分析・サンプリ	案のとおり最終採択された。

<p>2011)、非発酵大豆製品 (CODEX STAN 322R-2015) の修正</p>	<p>ング法規格」(CODEX STAN 234-1999) を参照するよう修正を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「チロソースの規格」(CODEX STAN 306R-2011) について、第 47 回 CCFA (2015 年 3 月) の勧告に従い、食品添加物条項から亜硫酸水素カルシウム (INS 227) および亜硫酸水素カリウム (INS228) を削除するもの。 ・「非発酵大豆製品の規格」(CODEX STAN 322R-2015) について、第 47 回 CCFA (2015 年 3 月) の勧告に従い、食品添加物条項から塩化カリウム (INS 508) を削除し、トコフェロール (INS 307 a,b,c) (最大使用濃度 200 mg/kg) を追加するもの。 	
---	---	--

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDVF) >

事項	概要	議論の結果
<p>動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL)原案：ラサロシドナトリウム (鶏、七面鳥、ウズラ及びキジの腎臓、肝臓、筋肉、皮膚+脂肪)、イベルメクチン (牛の脂肪、腎臓、肝臓、筋肉)、テフルベンズロン (サケの切り身、筋肉)</p>	<p>・ラサロシドナトリウムの MRL 原案 第 22 回 CCRVDVF (2015 年 4 月) において EU 及びカナダから JECFA の評価結果に対して concern form が提出されたが、第 23 回 CCRVDVF (2016 年 10 月) において JECFA から MRL 原案を変更する必要はない旨説明があり、合意したものの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベルメクチン、テフルベンズロンの MRL 原案 第 23 回 CCRVDVF において、JECFA の勧告のとおり合意したものの。 	<p>案のとおり最終採択された。 ラサロシドナトリウムの MRL 原案について、EU、ノルウェー、ロシア、スイス およびトルコが留保した。</p>

<食品衛生部会 (CCFH) >

事項	概要	議論の結果
<p>「生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範」(CAC/RCP 53-2003)の改訂原案</p>	<p>「生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範」(CAC/RCP 53-2003)について、文書構成の再構築や新たな定義の追加等を行うもの。</p>	<p>日本は、土壌中の重金属に関する内容(パラグラフ 19)はCCFHの委託事項(ToR)から外れるため、削除またはCCCFでの承認を求めべきとの意見を表明した。議論の結果、パラグラフ 19を「栽培する果実および野菜を決定する際には「化学物質による食品汚染を低減するための排出源対策に関する実施規範」(CAC/RCP 49-2001)を考慮するべきである」との記載に修正したうえで、最終採択された。</p>

<栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要	議論の結果
<p>「栄養表示ガイドライン」(CAC/GL 2-1985)の付属書の修正</p>	<p>「栄養表示ガイドライン」(CAC/GL 2-1985)について、第39回総会(2016年7月)においてセクション 2.5の信頼できる科学機関(Recognized Authoritative Scientific Bodies: RASB)の定義の追加が承認されたことに伴い、付属書セクション 3.1 および 3.2 の修辭的な修正を行うもの。</p>	<p>案のとおり最終採択された。</p>

CCNFSDU 所管の規格の修正(香料)	第 48 回 CCFA (2016 年 3 月) からの「香料の使用に関するガイドライン (CAC/GL 66-2008) における「香料 (Flavourings)」の語句との一貫性を確保する要請を受け、CCNFSDU 所管の 4 つの規格 (「ベビーフード缶詰の規格」(CODEX STAN 73-1981)、「乳児及び年少幼児用の穀類を主要原料とする加工食品の規格」(CODEX STAN 74-1981)、「フォローアップフォーミュラの規格」(CODEX STAN 156-1987)、「年長乳児及び年少幼児用の調整補助食品ガイドライン」(CAC/GL 8-1991)) の修辭的な修正を行うもの。	案のとおり最終採択された。
「栄養表示ガイドライン」(CAC/GL 2-1985) における表示を目的としたビタミン D および E の栄養参照量 (Nutrient Reference Value Requirements :NRV-R) とビタミン E の変換係数	「栄養表示ガイドライン」(CAC/GL 2-1985) におけるビタミン E の変換係数を 1 mg α-トコフェロール (1mg RRR-α-トコフェロール)、ビタミン E の NRV-R を 9 mg、ビタミン D の NRV-R を 5-15 μg と規定するもの。 なお、第 38 回 CCNFSDU (2016 年 12 月) では、ビタミン E の変換係数についてマレーシアおよびインドネシアが、ビタミン E の NRV-R について中国が留保を表明した。	案のとおり最終採択された。 また、NRV-R 及びビタミン E の変換係数について、新たな知見が得られた場合にはこれを見直しまたは改訂し得ることとした。

<スライス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) >

事項	概要	議論の結果
クミンの規格案	クミンの規格を規定するもの。	案のとおり最終採択された。

		なお、表示に関する条項については CCFLの承認を求めるとされた。
タイムの規格案	タイムの規格を規定するもの。	案のとおりに最終採択された。 なお、表示に関する条項については CCFLの承認を求めるとされた。
黒・白・緑コシヨウの規格原案	黒・白・緑コシヨウの規格を策定するもの。	案のとおりに最終採択された。 なお、表示に関する条項については CCFLの承認を求めるとされた。 食品添加物である二酸化硫黄の使用に ついて、EU、スイス、トルコが留保し た。 また、本3件全ての規格の品質に関する セクションについて、米国及びロシアが 技術的な誤りがあることに懸念を示す とともに事務局は修辭上の誤りを直し た規格を次回 CCSCH の議論のために 用意することとなった。

<油脂部会 (CCFO) >

事項	概要	議論の結果
魚油の規格案	魚油の定義、組成、品質基準等の条項を規定するもの。第 38回総会(2015年7月)においてステップ5で承認さ れ、第25回CCFO(2017年2月)において、ステップ	案のとおりに最終採択された。 なお、表示に関する条項については CCFLの承認を求めるとされた。

<p>「オリーブ油及びオリーブ粕油規格」(CODEX STAN 33-1981)の改訂原案：カンパステロールの上限値の改訂</p>	<p>8として今次総会に諮ることが合意された。 「オリーブ油及びオリーブ粕油規格」(CODEX STAN 33-1981)におけるカンパステロール含有量の上限値を改訂するもの。</p>	<p>チリが留保した。 案のとおり最終採択された。</p>
<p>「名前のついた植物油規格」(CODEX STAN 210-1999)の改訂原案：ピーナッツ油(脂肪酸組成とその他の品質項目)の改訂</p>	<p>「名前のついた植物油規格(CODEX STAN 210-1999)」におけるピーナッツ油の脂肪酸組成とその他の品質項目を改訂するもの。</p>	<p>案のとおり最終採択された。</p>
<p>「名前のついた油脂の規格に該当しない食用油脂の規格」(CODEX STAN 19-1981)、「名前のついた植物油規格」(CODEX STAN 210-1999)、「ファットスプレッド及びブレンドスプレッド規格」(CODEX STAN 256-2007)の香料に関する章の修正</p>	<p>第48回CCFA(2017年3月)の勧告を踏まえ、「名前のついた油脂の規格に該当しない食用油脂の規格」(CODEX STAN 19-1981)、「名前のついた植物油規格」(CODEX STAN 210-1999)、「ファットスプレッド及びブレンドスプレッド規格」(CODEX STAN 256-2007)の香料に関する章を、「香料の使用に関するガイドライン」(CAC/GL 66-2008)との整合性を確保する記載に置き換える修正を行うもの。</p>	<p>案のとおり最終採択された。</p>
<p>「名前のついた植物油規格」(CODEX STAN 210-1999)の付属書のセクション2の修正：米ぬか油(粗油)の脂肪酸組成</p>	<p>「名前のついた植物油規格」(CODEX STAN 210-1999)の付属書のセクション2に、「人が直接的に消費することを意図しない米ぬか油(粗油)の脂肪酸組成には、当該規格表1中の米ぬか油の値を適用する」旨の文言を加える修正を行うもの。</p>	<p>案のとおり最終採択された。</p>

<食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	議論の結果
食品添加物の同一性及び純度に関する規格原案	第82回 JECFA (2016年6月) が作成し、第49回 CCFA (2017年3月) で合意されたアスパルテーム等15の食品添加物の同一性及び純度に関する規格原案。	案のとおり最終採択された。
食品添加物の一般規格 (GSFA) の食品添加物条項案及び原案	<ul style="list-style-type: none"> • GSFA の食品分類 01.2 から 08.4 まで (「着色料」及び「甘味料」の機能のある食品添加物等の条項を除く。) の食品添加物条項の案及び原案。 • 食品分類 14.1.4 の安息香酸類の最大使用濃度 250 mg/kg を暫定値として維持し、注釈 301 を「第50回 CCFA までの暫定最大濃度」に修正するもの。 • 食品分類 09.2.5 の食品添加物条項案及び原案。 • GSFA の食品分類 01.1.1 及び 01.1.4 の食品添加物条項案及び原案並びに食品分類 01.1.3 及び 01.1.4 の既に GSFA に収載されている食品添加物条項の改正。 	「発酵乳の規格」(CODEX STAN 243-2003) に適合する製品におけるグリセリンジアセチル酒石酸脂肪酸エステルの使用に関する注釈を修正のうえ、最終採択された。
食品添加物の国際番号システム (INS) (CAC/GL 36-1989) の修正原案	食品添加物の国際番号システム (INS) に掲載されている食品添加物の追加、名称及び用途の追加又は変更を行うもの。	案のとおり最終採択された。
食品添加物の規格リスト (CAC / MISC 6) の導入部分の修正	第82回 JECFA (2016年6月) による食品添加物の同一性及び純度に関する規格の提案について、副次的添加物に関する記述が含まれていることに懸念が表明されたことから、食品添加物の同一性及び純度の規格のリスト	案のとおり最終採択された。

	<p>(CAC/MISC 6) の導入部分に「副次的食品添加物（例えば、調理に使われる酸化防止剤、担体、安定化剤、保存料）の使用は、GSFA 条項に準拠しなければならない。」旨を追記する修正を行うもの。</p>	
<p>GSFA の食品添加物条項の改訂</p>	<p>冷凍魚介製品の規格、「特定かんきつの缶詰」（CODEX STAN 254-2007）、「トマト保存品」（CODEX STAN 13-1981）、「加工トマト濃縮品」（CODEX STAN 57-1981）並びに「テーブルオーリーブ」（CODEX STAN 66-1981）並びに「エビの缶詰」（CODEX STAN 37-1981）における EDTA の条項との整合性を図るため、GSFA の食品添加物条項を改訂するもの。</p>	<p>案のとおり最終採択された。</p>
<p>個別食品規格の食品添加物に関するセクションの改訂</p>	<p>GSFA の関連条項との整合に当たり、以下の 10 の個別食品規格：「トマト保存品の規格」（CODEX STAN 13-1981）、「加工トマト濃縮品の規格」（CODEX STAN 57-1981）、「内蔵未処理及び処理済みの急速冷凍魚の規格」（CODEX STAN 36-1981）、「急速冷凍エビの規格」（CODEX STAN 92-1981）、「急速冷凍ロブスターの規格」（CODEX STAN 95-1981）、「急速冷凍魚の切り身ブリックの規格」（CODEX STAN 165-1989）、「急速冷凍魚の切り身の規格」（CODEX STAN 190-1995）、「急速冷凍魚ステイック（白身魚フライ）の規格」（Fish Fingers）、「魚と魚フライーパーンとバターの規格」（CODEX STAN 166-1989）及び「新鮮及び急速冷凍ホ</p>	<p>案のとおり最終採択された。</p>

	タテの規格」(CODEX STAN 315-2014)における食品添加物のセクションを改訂するもの。	
--	--	--

<食品汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要	議論の結果
魚油中の鉛及びヒ素の最大基準値の改訂 (魚油の追加)	<ul style="list-style-type: none"> 鉛について、魚油についても食用油脂と同じ最大基準値を適用するため、魚油の規格へのリファレンスを「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格」(GSCTFF)中の注釈に追記するもの。 ヒ素について、食用油脂と同じ最大基準値を無機ヒ素に対して適用し、総ヒ素をスクリーニングに用いることについての注釈をGSCTFFに追記するもの。 	案のとおり最終採択された。
特定品目中の鉛の最大基準値の改訂原案	「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格」(GSCTFF)において、トマト缶詰、ジャム、マーマレード及びびゼリー、栗及び栗ピューレの缶詰、豆類中の鉛の最大基準値を改訂するもの。	案のとおり最終採択された。 ウガンダがトマト缶詰に、キューバがジャム、マーマレード及びびゼリーについて留保した。
コメ中ヒ素の汚染防止、低減のための実施規範原案	コメ中のヒ素汚染の防止及び低減に関する実施規範を作成するもの。	案のとおり最終採択された。
「穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範」(CAC/RCP 51-2003)の穀類中の麦角及び麦角アルカロイドに関する付属書原案	「穀類中のかび毒汚染防止及び低減に関する実施規範」(CAC/RCP 51-2003)を改訂し、麦角及び麦角アルカロイドに関する付属書を新たに追加するもの。	案のとおり最終採択された。

スパイス中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範原案	生産、流通、加工段階におけるスパイス中のかび毒の汚染防止および低減方法を示す実施規範を作成するもの。	セクション 2.3.2 (加工) に修辭上の修正を加えたいえ、最終採択された。
------------------------------	--	---

<残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	議論の結果
残留農薬基準値 (MRL) 案及び原案	食品又は飼料中の農薬について、第 49 回 CCPR (2017 年 4 月) においてステップ 8 又はステップ 5/8 で合意された 26 農薬の MRL 原案。	案のとおり最終採択された。 EU、ノルウェー、スイスが、複数の農薬の MRL 案および原案について留保した。
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂案及び改訂原案 (野菜の食品群)	国際貿易される食品を、どのくらい農薬が残留するか等を考慮し、形状や植物学的な特徴等に基づき分類した「食品及び飼料のコーデックス分類」のうち、野菜の分類を改訂するもの。	案のとおり最終採択された。
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂案及び改訂原案 (穀類及び砂糖製造用草本類)	国際貿易される食品を、どのくらい農薬が残留するか等を考慮し、形状や植物学的な特徴等に基づき分類した「食品及び飼料のコーデックス分類」のうち、穀類及び砂糖製造用草本類の分類を改訂するもの。	案のとおり最終採択された。
Table 2 及び 3 原案：野菜及び穀類の群を代表する作物の選定例 (MRL の食品群への外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンスへの添付資料)	グループ MRL の設定に用いる代表作物を選定する際の「原則及びガイダンス」に添付する、野菜の群の代表作物を例示する Table 2 及び穀類の群の代表作物を例示する Table 3 を作成するもの。	案のとおり最終採択された。
残留農薬の分析法のパフォーマンス	残留農薬の分析法に特化したパフォーマンスクライテリ	案のとおり最終採択された。

ンスクラテリア（性能規準）に関するガイドランス案	ア（性能規準）に関するガイドランス案。
--------------------------	---------------------

<食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）>

事項	概要	議論の結果
国の食品管理システムの規制面での実施状況のモニタリングに関するガイドランス案	現在策定されている「国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン（CAC/GL 82-2013）」に加えて、各国が国内の食品管理システムの実施状況を自己評価して改善を行うための指標や措置について示したガイドラインを策定するもの。	案のとおり最終採択された。 なお、コーデックス文書における事例の使用に関するガイドランスの作成について、将来的に一般原則部会（CCGP）で議論することとなった。

<分析・サンプリング法部会（CCMAS）>

事項	概要	議論の結果
コーデックス規格の分析法条項	第38回CCMAS（2017年5月）で承認された加工果実・野菜部会（CCPFV）関係、アジア地域調整部会（CCASIA）関係、栄養・特殊用途食品規格部会（CCNFSDU）関係、アフリカ地域調整部会（CCAFRICA）関係、スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）関係、油脂部会（CCFO）関係の分析法について、採択を諮るもの。	案のとおり最終採択された。

<乳・乳製品部会（CCMMP）>

事項	概要	議論の結果
デリーパーミエイトパウダー	第38回総会（2015年7月）において新規作業として承認	セクション4.2（加工助剤）について、1

<p>の規格案</p>	<p>認められ、電子的作業部会（議長国：デンマーク）のみで組成や添加物、表示などの規格原案が作成されている。第39回総会（2016年7月）においてステップ5で採択された後、回付文書の意見を踏まえ、ニュージーランドが規格の改訂案を作成、関係セクションについて関係部会に改訂案を提出して承認を求め、今次総会に改訂案が提出されている。</p>	<p>つめのパラを削除し、セクション7（表示）について、各国で追加の名称を使用できる旨を記載する修正を行ったうえ、最終採択された。インドが留保した。なお、表示に関する条項についてはCCFL、分析法に関する条項についてはCCMASの承認を求めるとされた。</p>
-------------	--	--

PART2 総会においてステップ8で保留されている規格及び関連文書

<食品残留動物用薬品部会（CCRVDf）>

事項	概要	議論の結果
<p>牛ソマトトロピン(rbST)のMRL案</p>	<p>乳分泌促進効果のあるrbSTのMRL案。第78回JECFA（2013年11月）の再評価の結果を踏まえて、第22回CCRVDf（2015年4月）、第38回総会（2015年7月）にて議論されたが合意に至らず、ステップ8で保留となった。第39回総会（2016年7月）では現状を変える要求が無かったことから、再度ステップ8で保留となっている。</p>	<p>加盟国からステップ8から進めるべきとの要求がなかったことから、再度ステップ8で保留となった。</p>

議題6. ステップ5の規格原案と関連文書

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVD) >

事項	概要	議論の結果
ゲンチアナバイオレットのリスク管理に関する勧告 (RMR) の原案	第78回 JECFA (2013年11月) が、遺伝毒性及び発がん性があることから ADI を設定できないと結論し、MRL 原案を勧告しなかった。これを受けて、第22回 (2015年4月) 及び第23回 (2016年9月) CCRVD がゲンチアナバイオレットのリスク管理に関する勧告 (RMR) を検討したが、合意に至らず、ステップ5で各国からコメントを求めたこととしたもの。	案のとおりステップ5で採択された。 エクアドル、ホンジュラス、ペルー、フィリピン及び米国が留保した。

<油脂部会 (CCFO) >

事項	概要	議論の結果
「名前のついた植物油規格」 (CODEX STAN 210-1999) の改訂原案: 高オレイン酸 (OXG) パーム油の追加	「名前のついた植物油規格」 (CODEX STAN 210-1999) に高オレイン酸 (OXG) パーム油の規定を追加するもの。第25回 CCFO (2017年2月) において、2.1章 (製品の定義) の議論を今後も継続することとし、また、コーデックス事務局からの提言を踏まえ、CCFL に対して植物油のオレイン酸含有量において何が「高」と「中」を構成するかに関する助言を求めたこととした。	案のとおりステップ5で採択された。

<食品汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要	議論の結果
特定品目中の鉛の最大基準値の改訂原案	「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格」(GSCTFF)において、濃縮加工トマト、アブラナ科野菜の缶詰の最大基準値を改訂するもの。	案のとおりステップ5で採択された。

<残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	議論の結果
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案 (飲料及び砂糖菓子用種子類)	国際貿易される食品を、農薬の残留等を考慮し、形状や植物学的な特徴等に基づき分類した「食品及び飼料のコーデックス分類」のうち、飲料及び砂糖菓子用種子類の分類を改訂するもの。	案のとおりステップ5で採択された。

<穀類・豆類部会 (CCCPL) >

事項	概要	議論の結果
キヌアアの規格原案	第38回総会(2015年7月)においてボリビアが新規作業として提案し承認され、電子作業部会(EWG)(議長国:ボリビア、共同議長国:米国)を設置し、規格原案を作成したものの。	案のとおりステップ5で採択された。 CCCFに対し、キヌアアをGSCTFFにおける穀類中の鉛とカドミウムの最大基準値に含めることを検討するよう要請することとなった。 EWG(議長国:ボリビア、共同議長国:米国)を設置することに合意した。

議題7. 既存のコーデックス規格と関連文書の廃止

<加工果実・野菜部会 (CCPFV) >

事項	概要	議論の結果
<p>パイナップル缶詰、急速冷凍ブルーベリー、急速冷凍キヤベツ、急速冷凍カリフラワー、急速冷凍フライドポテト、急速冷凍グリーンビーンズおよびワックスビーンズ、急速冷凍えんどう豆、急速冷凍ほうれん草の規格の廃止</p>	<p>「果実缶詰の規格」(CODEX STAN 319-2015)および「急速冷凍野菜の規格」(CODEX STAN 320-2015)に統合するにあたり、「パイナップル缶詰の規格」(CODEX STAN 42-1981)、「急速冷凍ブルーベリーの規格」(CODEX STAN 10-1981)、「急速冷凍キヤベツの規格」(CODEX STAN 112-1981)、「急速冷凍カリフラワーの規格」(CODEX STAN 111-1981)、「急速冷凍フライドポテトの規格」(CODEX STAN 114-1981)、「急速冷凍グリーンビーンズおよびワックスビーンズの規格」(CODEX STAN 113-1981)、「急速冷凍えんどう豆の規格」(CODEX STAN 41-1981)、「急速冷凍ほうれん草の規格」(CODEX STAN 77-1981)を削除するもの。</p>	<p>案のとおり廃止が承認された。</p>

<食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	議論の結果
<p>GSFA の食品添加物条項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品分類 09.2.5 におけるインディゴチンの食品添加物条項を廃止するもの。 ・食品分類 01.1、01.1.1、01.1.3 及び 01.1.4 のアルミノケイ酸ナトリウムの食品添加物条項を廃止するもの。 	<p>案のとおり廃止が承認された。</p>

<食品汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要	議論の結果
GSCTFF における鉛の最大基準値の廃止	「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格」(GSCTFF) において、鉛の最大基準値を改訂することに伴い、トマト缶詰、ジャム及びゼリー、栗及び栗ピュール缶詰、豆類中の現行の鉛の最大基準値を削除するもの。	案のとおり廃止が承認された。

<残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	議論の結果
残留農薬基準値 (CXLs)	第 49 回 CCPR (2017 年 4 月) での合意に基づき 9 農薬のコーデックス MRLs (CXLs) を廃止するもの。	案のとおり廃止が承認された。

<分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要	議論の結果
コーデックス規格の分析法の廃止	置き換えが承認された CCPFV 関係の分析法について、旧試験法を廃止するもの。	案のとおり廃止が承認された。

議題 8. 新規作業の提案

<加工果実・野菜部会 (CCPFV) >

事項	概要	議論の結果
カシユーカーネルの規格	カシユーカーネルの規格を作成するための新規作業提案。	「乾燥トウガラシの規格」は、CCSCH
チリソースの地域規格 (CODEX STAN 306R-2011) の国際規格への変更	チリソースの地域規格 (CODEX STAN 306R-2011) を国際規格に変更するための新規作業提案。	で検討すること、「乾燥柿 (干し柿) の規格」は「ドライフルーツの規格」の作業
マンゴーチヤツネの規格 (CODEX STAN 160-1987) の改訂	マンゴーチヤツネの規格 (CODEX STAN 160-1987) を現行の生産、販売方法に則した内容とするため改訂を行うための新規作業提案。	の中で一緒に取り上げることとし、最終的に 7 つの新規作業について承認した。
乾燥柿 (干し柿) の規格	乾燥柿 (干し柿) の規格を作成するための新規作業提案。	作業の進め方として、① work by
乾燥さつまいも (干し芋) の規格	乾燥さつまいも (干し芋) の規格を作成するための新規作業提案。	correspondence で作業の優先順位付け及び作業計画を作成し、それに基づき
コチュジャンの地域規格 (CODEX STAN 294R-2009) の国際規格への変更	コチュジャンの地域規格 (CODEX STAN 294R-2009) を国際規格に変更するための新規作業提案。	EWGにおいて規格作成を先導する国を決めて、2019 年開催予定の CCPFV の
乾燥トウガラシの規格	乾燥トウガラシの規格を作成するための新規作業提案。	準備を行う、②CCFFV の ToR を拡大し
ドライフルーツの規格	ドライフルーツの規格を作成するための新規作業提案。	そこで議論する、③CCPFV を CCSCH、
「トロピカルフールツサラダの缶詰の規格」 (CODEX STAN 99-1981) の改訂およびミックスフル	国際貿易で取り扱われているミックスフルーツの組み合わせを含めることが可能となるよう、包括的なミックスフルーツの缶詰の規格を作成することを目的に、「トロピ	CCFFV 等の関係部会と back-to-back で開催する、との提案があった。 議論の結果、第 41 回総会 (2018 年 7 月) まで work by correspondence により、 下記の作業を進めることで合意した。① 新規作業提案および未解決の既存規格 の見直しについて優先順位をつける、②

<p>一つの缶詰の規格の作成</p>	<p>カルフルーツサラダの缶詰の規格」(CODEX STAN 99-1981)を見直すための新規作業提案。</p>	<p>すべての作業に対処するための作業計画を準備する、③第41回総会に向け、2019年に開催される予定のCCPFVにおいて、作業計画において高く優先付けされた規格の策定作業を進めるためのEWGの設置に関する勧告を準備する。</p>
--------------------	---	---

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVD) >

事項	概要	議論の結果
<p>JECFAによる評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案</p>	<p>JECFAによる評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案。</p>	<p>提案のとおり承認された。</p>

<スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) >

事項	概要	議論の結果
<p>シヨウガ、ニンニク、トウガラシ・パプリカ、バジル、サフラン、ナツメグ、クローブの規格</p>	<p>第2回CCSCH(2015年9月)で優先順位付けされた9つの製品(シヨウガ、ニンニク、トウガラシ・パプリカ、バジル、サフラン、ナツメグ、クローブ)について、CCPFVで作成されているような横断的な規格の作成を行うための新規作業提案。</p>	<p>提案のとおり新規作業として承認された。 また、植物の部位に基づくスパイス・料理用ハーブのグループごとに規格を作成することを支持し、グループの優先順位付けや同じグループに属する個別食品の規格作成作業の優先順位付け等の段階的なアプローチを採ることに合意</p>

		した。さらに、提出コメントを考慮し規格案の議論を促進するためのメカニズム（物理作業部会や会期内作業部会）を設定することを勧告した。
--	--	---

<油脂部会（CCFO）>

事項	概要	議論の結果
「名前のついた植物油規格」（CODEX STAN 210-1999）の改訂：ひまわり油（オレイン酸及びリノール酸の上限値）の改訂	「名前のついた植物油規格」（CODEX STAN 210-1999）のひまわり油の脂肪酸組成と定義を改訂するための新規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。
「名前のついた植物油規格」（CODEX STAN 210-1999）の改訂：パージン・パーム油における酸価の遊離脂肪酸への置き換えとパーム核油（粗油）における遊離脂肪酸の追加	「名前のついた植物油規格」（CODEX STAN 210-1999）のパージン・パーム油およびパーム核油（粗油）の品質特性として遊離脂肪酸を規定するための新規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。
「オリーブ油及びオリーブ粕油規格」（CODEX STAN 33-1981）の改訂	「オリーブ油及びオリーブ粕油規格」（CODEX STAN 33-1981）の3章（必須構成成分及び品質項目）、8章（分析・サンプリング法）、及び付属書の見直しを行うための新規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。
名前のついた植物油規格（CODEX STAN 210-1999）	名前のついた植物油規格（CODEX STAN 210-1999）に、クルミ油、アーモンド油、ヘーゼルナッツ油、ピスタ	提案のとおり新規作業として承認された。

<p>の改訂：クルミ油、アーモンド油、ヘーゼルナッツ油、ピスタチオ油、亜麻仁油及びアボカド油の追加</p>	<p>チオ油、亜麻仁油及びアボカド油を追加する改訂を行うための新規作業提案。</p>	
---	--	--

<食品汚染物質部会（CCCCF）>

事項	概要	議論の結果
<p>スパイス中のかび毒の最大基準値</p>	<p>スパイス（トウガラシ、パプリカ、ショウガ、ナツメグ、コショウおよびターメリック）中の総アフラトキシンおよびオクラトキシン A の最大基準値を設定するための新規作業提案。</p>	<p>提案のとおり新規作業として承認された。</p>
<p>魚類のメチル水銀の最大基準値</p>	<p>魚類中のメチル水銀最大基準値及び関連するサンプリングプランを設定するための新規作業提案。</p>	<p>提案のとおり新規作業として承認された。</p>
<p>「ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB の防止及び低減に関する実施規範」（CAC/RCP 62-2006）の改訂</p>	<p>「食品中および飼料中のダイオキシン類及びダイオキシン様 PCB の汚染防止および低減に関する実施規範」（CAC/RCP 62-2006）に、非ダイオキシン様 PCB に関する事項を追加する新規作業提案。</p>	<p>提案のとおり新規作業として承認された。</p>
<p>精製油脂および精製油脂を原料とする製品、特に乳児用調製粉中の 3-MCPD 脂肪酸エステルおよびグリシドールエステルの低減に関する実施規範</p>	<p>精製油および精製油で製造された製品、特に乳児用調製粉乳中の 3-MCPD 脂肪酸エステルおよびグリシドールエステルの低減するための、生産および製造工程、原材料の使用などにおける実施規範を作成する新規作業提案。</p>	<p>提案のとおり新規作業として承認された。</p>
<p>食品中に低濃度で非意図的に存在</p>	<p>食品中に低濃度で非意図的に存在する化学物質のリスク</p>	<p>提案のとおり新規作業として承認された。</p>

<p>在する化学物質のリスクアナリシスに関するガイドライン（ベストプラクティス）</p>	<p>アナリシスに関するガイドライン（ベストプラクティス）を作成するもの。第39回総会（2016年7月）でニュージーランドが提起し、第11回食品汚染物質部会（2017年4月）で新規作業として提案された。</p>	<p>た。</p>
--	---	-----------

<食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）>

事項	概要	議論の結果
<p>システムの同等性の使用に関するガイドダンス</p>	<p>輸出国と輸入国の間の食品安全制度の同等性の評価について、ガイダンスを作成する新規作業提案。第23回CCFICS（2017年5月）において、新規作業の結果が独立文書となるか既存文書の付属書となるかを、文書作成の過程で検討することとされた。</p>	<p>提案のとおり新規作業として承認された。 なお、CCFICSに対し、次回CCFICSまでの間に試験的に2地域において行うPWG(つまり2度行うこととなる)の結果について、CCEXECに報告することが合意された。</p>
<p>「公式証明書の一般的フォーマット及び証明書作成と発行に関するガイドライン」(CAC/GL 38-2001)の改訂</p>	<p>食品の貿易時に使用されている証明書について、電子的な実施の考えを取り入れてガイドラインを改訂する新規作業提案。</p>	
<p>食品貿易時の食品安全及び公正取引のための規制当局による第三者証明(認証)へのアプローチに関するガイダンス</p>	<p>国内の食品管理システムの一部として、第三者証明(認証)スキームをどのように用いるかについて、原則とガイドラインを作成する新規作業提案。</p>	

<分析・サンプリング法部会（CCMAS）>

事項	概要	議論の結果
分析・サンプリング法規格 (CODEX STAN 234-1999) の改訂	分析・サンプリング法規格 (CODEX STAN 234-1999) について、前文や範囲等を含むコーデックス文書として通常の様式に改訂するための新規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。

<薬剤耐性 (AMR) 物理作業部会 (PWG-AMR) >

事項	概要	議論の結果
薬剤耐性の最小化および抑制のための実施規範 (CAC/RCP 61-2005) の改訂	食品由来の薬剤耐性の発生と拡大を最小化するため、薬剤耐性の最小化および抑制のための実施規範 (CAC/RCP 61-2005) を改訂する新規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。 EWG (議長国：米国、副議長国：中国・ケニア・英国、言語：英語・スペイン語) を設置することに合意した。
AMR の統合的な監視に関するガイドランスの作成	食品由来の薬剤耐性の統合的な監視の設計と実行に関するガイドランスを作成する新規作業提案。	提案のとおり新規作業として承認された。 EWG (議長国：オランダ、副議長国：チリ・中国・ニュージーランド、言語：英語・スペイン語) を設置することに合意した。

議題 9. 作業中止の提案

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDf) >

事項	概要	議論の結果
イベルメクチンの MRL 原案 (牛の筋肉)	第 23 回 CCRVDf (2016 年 10 月) において、第 81 回 JECFA (2015 年 11 月) により新たな MRL 原案が勧告されたことから、第 78 回 JECFA (2013 年 11 月) により勧告された牛の筋肉中のイベルメクチンの MRL 原案に係る作業を中止することに合意したものの。	案の通り作業の中止が承認された。

<食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	議論の結果
GSFA の食品添加物条項の案及び原案	第 49 回 CCFA (2017 年 3 月) が作業を中止することに合意した GSFA の食品添加物条項の案について、規格の策定作業を中止するもの。	案の通り作業の中止が承認された。

<残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	議論の結果
食品又は飼料中の残留農薬基準値 (MRL) 案及び原案	第 49 回 CCPR (2017 年 4 月) が作業の中止に合意した MRL 原案及び案について、作業を中止するもの。	案の通り作業の中止が承認された。

議題10. コーデックス規格と関連文書の修正

事項	概要	議論の結果
<p>「栄養表示ガイドライン」(CAC/GL2-1985)の付属書の修正</p>	<p>「栄養表示ガイドライン」(CAC/GL2-1985)について、第39回総会(2016年7月)においてセクション2.5の信頼できる科学機関(Recognized Authoritative Scientific Bodies: RASB)の定義の追加が承認されたことに伴い、付属書セクション2、3.1、3.2.2および3.3の修辭的な修正を行うもの。</p>	<p>提案のとおりガイドラインの修正が承認された。</p>
<p>「ベビーフード缶詰の規格」(CODEX STAN 73-1981)の修正</p>	<p>セクション5(汚染物質)および6(衛生)について、コーデックス規格で採られたアプローチの一貫性のため、手続きマニュアルに記載された個別食品規格の様式の文章に置き換えるもの。また、すでに削除されている乳幼児用食品の衛生実施規範(CAC/RCP21-1979)へのリファレンスを削除するもの。</p>	<p>提案のとおり規格の修正が承認された。</p>
<p>食品及び飼料のコーデックス分類(CAC/MISC4-1989)の形式的修正: 果実群</p>	<p>食品及び飼料のコーデックス分類(CAC/MISC4-1989)の野菜に属する食品群の改訂において、個別食品の名称とサブグループの名称が類似している場合、両者の混同を防ぐため、サブグループ名称に”Subgroup of”を付すことに合意したことに伴い、2012年に改訂案が最終採択された果実の6グループについても同様の修正を行うもの。</p>	<p>提案のとおり修正が承認された。</p>
<p>「名前のついた油脂の規格に該</p>	<p>魚油の規格案が仮議題5にて採択された場合、「名前の</p>	<p>提案のとおり規格の修正が承認された。</p>

<p>当しない食用油脂の規格」(CODEX STAN 19-1981)の修正</p>	<p>ついた油脂の規格に該当しない食用油脂の規格」(CODEX STAN 19-1981)の範囲(Scope)に、除外する油脂として魚油の規格が適用される油脂を記載するもの。</p>	
--	---	--

議題11. コーデックスの作業管理の定期的な評価(電子作業部会)

事項	概要	議論の結果
<p>コーデックスの作業管理の定期的な評価(電子作業部会)</p>	<p>第37回総会(2014年7月)において、コーデックスの作業管理を評価するために、2段階プロセスの評価(コーデックス事務局主導の内部評価の後に外部評価)が合意され、第38回総会(2015年7月)では内部評価のスコア決定のプロセスについて合意された。</p> <p>その後、第39回総会(2016年7月)では、第71回執行委員会(2016年6月)の結果を踏まえ、</p> <p>①ToRの検討作業を中止する。</p> <p>②事務局に対し、戦略計画のモニタリングの一環として定期的にコーデックスの作業管理を調査し、その結果と報告事項を執行委員会及び総会に報告をするよう依頼する。</p> <p>③総会にてコーデックスの作業管理と執行改善の代替案を検討するため、加盟国は改善点を特定し、執行委員会と総会で取り上げることができる。</p>	<p>総会は、第73回CCEXEC(2017年7月)による以下の勧告を承認した。</p> <p>①EWGの実用的なガイドランスを作成すること</p> <p>②積極的な参加に対する障害を調査し解決策を特定すること</p> <p>③とった行動について、戦略計画の実施報告書に記録すること</p> <p>④コーデックスの作業管理の定期的な評価を継続すること</p> <p>また、事務局が積極的な参加に対する障害を調査し解決策を特定する際には地域調整国と協力すること及びこの事項を今後の地域調整部会の議題に含めることを勧告した。</p>

	<p>④戦略計画の活動 4.1.4 (部会/総会の配布の迅速化) のモニタリングを継続する。</p> <p>すべての作業文書の配布の迅速化) のモニタリングを継続することが合意され、併せて FAO 及び WHO は、必要かつ適切な場合にはいつでもコーデックスの活動評価を行う権限を有することが確認した。</p> <p>これら第 39 回総会での決定を受けて、事務局は 1 年目の評価として電子作業部会 (EWG) で採用された作業プロセスと手続きを対象とした調査を実施した。その結果を踏まえた事務局への勧告は下記のとおり。</p> <p>① EWG 議長への責任と役割について、ガイダンスを統一すること</p> <p>② 加盟国に対し、オンラインツールの使用・管理について継続的な支援を行うこと</p> <p>③ 作業部会への参加を追跡・改善し、EWG の可視性を高めるため、引き続き新しい技術を探索すること</p> <p>④ 加盟国が EWG を管理するベストプラクティスについて習得・交換する機会を提供すること</p> <p>⑤ 戦略計画の年次報告の一環として①～④の実施について報告すること</p>	<p>さらに、将来的に必要ながあれば、EWG に関連したガイダンスについて CCGP で議論するとの提案を確認した。</p>
--	--	--

議題12. 総会、執行委員会および部会の報告から提起された事項

<加工果実・野菜部会 (CCPFV) >

事項	概要	議論の結果
加工果実・野菜のコーデックス規格の今後の作業	第28回CCPFV(2016年9月)において、CCPFV議長から部会を休止する提案があったものの、多くの参加国より既存の規格の見直し及び新規格の設定に関心が示されたため、コーデックス事務局からコメントを要請する回付文書(circular letter)を回付することに合意した。今次総会では、仮議題8において、新規作業提案に関する第73回CCEXEC(2017年7月)の勧告を検討することとしている。	議題8(20ページ)参照。

<ヨーロッパ地域調整部会 (CCEURO) >

事項	概要	議論の結果
CCEUROで使用する言語	CCEUROからFAO、WHO及び総会に対し、部会の効果的な進行のため、地域調整部会におけるロシア語通訳のための資金支出を検討するよう求めるもの。	議題13(35ページ)参照。

<食品衛生部会 (CCFH) >

事項	概要	議論の結果
路上販売食品の地域衛生実施規範原案	アジアにおける「路上販売食品の地域衛生実施規範原案」について、総会での承認の際は、第48回CCFH(2016	議題5(4ページ)参照。

	年 11 月) における修正を考慮するよう求めるもの。	
--	-----------------------------	--

<スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) >

事項	概要	議論の結果
スパイス・料理用ハーブの横断的なグループ規格作成戦略	第 3 回 CCSCH (2017 年 2 月) における合意に基づき、スパイス・料理用ハーブについて使用されている植物の部位を基に横断的なグループ規格を作成するという戦略について承認するよう、総会に求めるもの。	議題 8 (21 ページ) 参照。

<糖類部会 (CCS) >

事項	概要	議論の結果
分蜜せずに脱水したさとうきび汁の規格案	第 39 回総会 (2016 年 7 月) の要請に基づき、議長国コロンビアが準備した範囲及び製品の定義についての新規提案についてコメント募集を行い、その結果を踏まえ範囲及び製品の定義を修正し、「国際的な支持が得られた」とコロンビアは結論づけた (CL 2017/45-CS)。今次総会では、本規格の設定における次の段階及び今後の作業に関する第 39 回総会の勧告について、検討することとしている。	第 73 回 CCEXEC (2017 年 7 月) において、作業中止が勧告されたものの、主にラテンアメリカ・カリブ海地域より作業継続の提案が多数あった。結果、work by correspondence により作業を継続し、第 41 回総会 (2018 年 7 月) への進捗報告を踏まえて作業中止について判断することに合意した。

<乳・乳製品部会 (CCMMP) >

事項	概要	議論の結果
<p>モツァレラチーズの規格について</p>	<p>水分量の多いモツァレラチーズの表面に対する保存料及び固結防止剤使用の技術的正当性について、</p> <p>①乳・乳製品部会 (CCMMP) に本作業の検討と規格の修正作業を検討するよう求める、</p> <p>あるいは、</p> <p>②CCFA に対し、個別規格の食品添加物条項と食品添加物に関する一般規格 (GSFA) の関連条項の整合に係る作業の文脈で本作業を行うよう要請するか、検討を求めているもの。</p> <p>第 39 回総会 (2016 年 7 月) において、時間的制約から、本総会において議論することが合意されていた。</p>	<p>食品添加物の技術的正当性に関する知見については個別食品部会が有することから①を支持する意見があったが、事務局は CCFA には休会中の部会が策定した個別食品規格の食品添加物条項について作業する責任があり、デイリーパーミエイトパウダーの規格およびプロセスチーズの規格の結論を踏まえると、②が望ましいとの見解を示した。また、CCMMP の議長国であるニュージーランドより、本作業のみで CCMMP を active な部会として維持することは正当化できないことから CCFA での検討が提案された。</p> <p>総会は CCFA で作業することに合意した。</p>
<p>プロセスチーズの規格について</p>	<p>第 37 回総会 (2014 年 7 月) にて規格策定作業の再開を決定し、第 38 回総会 (2015 年 7 月) にてステップ 5 で採択されたが、その後の物理的作業部会や回付文書での意見において、範囲や組成、添加物、表示などでなかなか合意を得ることができず、第 39 回総会 (2016 年 7 月)</p>	<p>第 71 回 CCEXEC (2016 年 6 月) において、作業中止が勧告されたものの、作業中止への賛成と反対で意見が分かれた。事務局より、地域規格は不適當であること、安全性の問題は一般規格で対処</p>

	<p>において今後の進め方について明確に決めることとされてきたが、時間的制約により、今次総会にて検討することに合意した。</p>	<p>されていること、中止された作業の記録は将来的に新規作業として取り上げる際に参照可能であることが明示された。総会は、作業中止を承認した。アルジェリア、アルゼンチン、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、ホンジュラス、ジャマイカ、ヨルダン、レバノン、モロッコ、カタール、サウジアラビア、セントビンセント・グレナディーン、スーダン、スリナム、トリニダード・トバゴ、チュニジア、ウルグアイが留保した。</p>
--	--	---

<その他の事項>

事項	概要	議論の結果
<p>薬剤耐性 (AMR) に関する物理作業部会の報告</p>	<p>第 39 回総会 (2016 年 7 月) において、物理作業部会 (PWG) (議長国：英国、共同議長国：豪州、米国) を設置し、今次総会までに下記の作業を完結することが合意された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規作業のプロジェクトドキュメントの改訂 ・国際獣疫事務局 (OIE) と協力して FAO/WHO に対して科学的助言を求めするための ToR の改訂 	<p>PWG 議長国の英国より、PWG の結果について紹介された。また、FAO および WHO より、AMR の防止と管理の取り組みについて紹介され、TFAMR の作業を支援するために OIE と協力して作業することを確認した。総会は、FAO および WHO の支援に感謝の意を表明した。</p>

	<p>その後行われた PWG (2016年 11~12月) では、下記のプロジェクトドキュメントの改訂が行われ、以下について、今次総会に承認を諮ることが合意された。</p> <ul style="list-style-type: none"> • AMR に関する実施規範 (CAC/RCP 61-2005) の改訂に関する新規作業提案 • AMR の統合的な監視に関するガイダンスの作成に関する新規作業提案 <p>また、FAO/WHO に対して科学的助言を求めため ToR についても合意した。</p>	
<p>第 73 回執行委員会からの提案 電子的作業のみによる部会 (Committee working by correspondence) について</p>	<p>複数の個別食品部会が電子的作業により再活動しているものの、そのあり方について手続きや管理に関する問題が提起されていることから、第 30 回 CCGP (2016 年 4 月) および第 72 回 CCEXEC (2016 年 8 月) で議論された。今次総会では、CCEXEC の sub-committee の検討結果に基づいた第 73 回 CCEXEC (2017 年 7 月) の以下の勧告について検討された。</p> <ul style="list-style-type: none"> • work by correspondence のオプションの利点と欠点を分析した文書を作成する • パイロットとして、committee on standards advancement (CCSA) を設置する 	<p>事務局より、CCSA は手続きマニュアルの Rule XI.1 (a) に沿って設置され、総会の求めに応じて招集されること、総会と back-to-back で開催されること等、第 73 回 CCEXEC (2017 年 7 月) の勧告について紹介された。CCSA の設置については賛同が得られたものの、事務局に対して詳細な提案内容を準備することを求める意見が相次ぎ、パイロットとしての CCSA の設置には合意が得られなかった。</p> <p>総会は事務局に対し、第 75 回 CCEXEC (2018 年 6 月) で検討するために ToR、モダリティ、コストに関する詳細な提</p>

	<p>案内容を準備し、第41回総会（2018年7月）でパイロットについて決定すること、work by correspondence のオプションの利点と欠点を分析した文書を作成することを要請することに合意した。なお、この文書は第41回総会（2018年7月）の議論に基づき改訂され、2019年にCCGPで議論される可能性がある。</p>
--	---

議題13. 財政及び予算に関する事項

事項	概要	議論の結果
<p>コーデックスの予算計画（2018-2019年）及び支出報告書（2016-2017年）</p>	<p>コーデックス財政及び予算に関して、2016-2017期支出状況（2016年度分）及び2018-2019期予算が報告される。</p>	<p>事務局より、2016-2017期支出状況及び2018-2019期予算が報告された。CCEUROにおけるロシア語の翻訳については、2018-2019期予算で対処することとなった。WHOより、将来的なWHOの財政的貢献はWHO執行委員会(EB)および世界保健総会(WHA)における加盟国からの支援に依ることから、コーデックス代表団とEB/WHA代表団の連携と調整が重要である旨が強調された。</p>

議題 1 4. FAO/WHO のコーデックスへの科学的支援

事項	概要	議論の結果
活動報告	最近の FAO/WHO の専門家会合とコーデックスによる検討及び FAO/WHO の科学的助言の依頼状況について報告される。	総会は、食品安全規格の策定において FAO/WHO の科学的支援が不可欠であることを確認した。一方、科学的支援の要請のペンディングリストの数が多いため、部会に対して科学的支援の要請を優先順位付けすることを求め、すべての要請に対応するために追加の財政等のリソースが必要であることを確認した。
予算及び支出	FAO 及び WHO がコーデックスに科学的支援を行うための予算及び支出が報告される。	<p>総会は、第 73 回 CCEXEC (2017 年 7 月) の以下の勧告を承認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 科学的助言の提供における FAO 及び WHO の貢献を認める • FAO 及び WHO の科学的助言プログラムへの自発的な貢献を認める • WHO の運営組織において 10 年以上食品の安全および品質が議題となっていないことを確認する • WHO は運営組織の議題設定プロセスを管理する最良のメカニズムの設定を含むガバナンスの再構築中である

		<p>ことを確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟国にコーデックスの問題について健康、農業を所管する国内機関間で連携・調整することを求める
--	--	--

議題15. FAO 及び WHO から提起された事項

事項	概要	議論の結果
<p>政策と関連する事項</p>	<p>FAO 及び WHO において議論、承認、提起等された事項、FAO のコーデックスに関連するイニシアチブ/プログラムの概要等について報告される。</p>	<p>総会は、World Food Safety Day の設定が第40回FAO総会(2017年7月)で承認されたことを確認した。また、文書の配布が遅く、重要な事項について十分に検討することが困難であったとの意見があったことから、第41回総会(2018年7月)で議論することに合意した。さらに、WHO 及び FAO の政策は重要であり、コーデックスに独自で特殊なマンデートを尊重する必要性に従い、コーデックスにおいて適切に考慮されることを確認した。</p>
<p>キャパシティービルディング活動</p>	<p>FAO 及び WHO が世界及び地域で行ったキャパシティービルディングに関する活動について、報告される。</p>	<p>総会は、FAO 及び WHO の支援に感謝の意を表明し、コーデックス規格のグローバルな影響と関係を強化するうえで</p>

		<p>キャパシティービルディング活動が重要であることを確認した。</p>
<p>コーデックス信託基金の活動</p>	<p>コーデックス規格策定に参画する意志を有する発展途上国に対し、その参加を支援するために強力かつ持続的な能力構築を支援する信託基金について、2016年1月より始められた CTF2 の成果や活動の技術、運営、財政に関する概要について紹介される。</p>	<p>FAO 及び WHO より、CTF2 の1年目の活動が報告された。総会は、FAO 及び WHO に対し、CTF2 の要件の緩和を検討すること、支援を受ける国のバランスを改善すること、CTF2 の実施に引き続き貢献することを要請した。</p>

議題16. コーデックス委員会と他の国際機関との関係

事項	概要	議論の結果
<p>コーデックス委員会と他の国際機関との関係</p>	<p>これまで総会で事務局が準備してきた関係政府間組織(WTO、IAEA、OIE)及び非政府間組織(ISO)の関連活動を紹介する文書は、約20年間構成を変えず、ほとんど議論されてこなかったことから、総会はこれら文書の付加価値を議論すること、および関心事項、本主題について議論/戦略的決定を促す選択肢について考慮することが求められている。</p>	<p>本議題から得られる価値を高めるため、関係政府間組織及び非政府間組織とのパネルディスカッションが開催された。パネルディスカッションの開催については支持が得られたが、進め方についてはテーマを絞る等の改善が提案された。また、事務局は、今後は従来の関係政府間組織及び非政府間組織の関連活動を紹介する文書の作成は行わず、戦略計画のモニタリングを通じて報告することを確認した。</p>

議題 17. 議長、副議長及び地域代表国の選出及び地域調整国の指名

事項	概要	議論の結果
<p>議長、副議長及び地域代表国の選出及び地域調整国の指名</p>	<p>・議長及び副議長は、通常総会の都度改選されることとされている。手続きマニュアルでは 2 回まで再選可能とされており、現在の議長及び副議長は 3 期目であることから、新たな議長（1 名）および副議長（3 名）を選出する選挙が行われる。</p> <p>現時点で、議長選挙にはブラジルおよびマリが、副議長選挙にはインドネシア、パプアニューギニアおよび英国が立候補を表明しており、またレバノンも副議長選挙に立候補するとの情報がある。議長選挙は総会開催期間中の 7 月 18 日、副議長選挙は 7 月 19 日に実施される。</p> <p>・地域代表国は、各 7 地域から 1 カ国ずつ、総会の代表として選出される。任期満了（1 期 2 年、再選可）した国については次期地域代表国が選出される予定。</p> <p>・次期地域調整国（任期：1 期 2 年、再選可）の指名が行われる。アジア地域は、第 20 回 CCASIA（2016 年 9 月）でインドが推薦されている。</p>	<p>・議長についてはブラジル及びマリ候補者が、副議長についてはレバノン、インドネシア、イギリス及びパプアニューギニアの候補者が立候補した。選挙の結果以下のとおり改選された。</p> <p>議長： Mr. Guilherme Antonio da Costa Jr. （ブラジル）</p> <p>副議長： Mr Purwiyatno Hariyadi （インドネシア）</p> <p>Ms Mariam Eid(レバノン) Mr Steve Wearne（英国）</p> <p>・アジアの地域代表国には、マレーシアが再選された。</p> <p>・アジアの地域調整国には、インドが再選された。</p>

議題18. コーデックス部会の議長を指名する国の指定

事項	概要	議論の結果
コーデックス部会の議長を指名する国の指定	各部会について、それぞれの議長を指名する権限を有する国を確認するもの。	現在の議長国が確認された。また、CCMMPの無期限休止に合意した。

議題19. その他の作業

(1) World Food Safety Day の設立

第39回総会（2016年7月）において、World Food Safety Dayの設立の提案が支持され、FAO総会、世界保健総会（WHA）及び国際連合での承認のため、コーデックス加盟国による提案が必要とされていた。FAO総会（2017年7月）にて6月7日をWorld Food Safety Dayとして宣言することを推進すると決議が承認されたことから、手続きを迅速化するために、WHAでの承認を待たずに国際連合本部に提案するべきとの意見が提出された。これについて、WHOの法律事務局は、すべてのWorld Health DayはWHOの運営組織による決定を経ており、World Food Safety Dayの設立においても同様の決定が必要であること、WHO加盟国がWHO執行委員会（EB）の仮議題に含まれるよう提案するのが適当であることを指摘した。総会は、第73回国際連合総会においてWorld Food Safety Dayの設立を検討できるよう、WHO加盟国に対し、第142回WHO執行委員会（EB）（2018年1月）を通じて第71回世界保健総会（2018年5月）に議題として含まれるよう提案することを奨励した。また、コーデックス加盟国に対し、国際連合総会で承認されるまでの間、各国でFood Safety Dayの設立を検討することを奨励した。

(2) バイオ農薬、バイオ肥料、バイオスティミュラント

チリより、バイオ農薬、バイオ肥料、バイオスティミュラントについては、現時点で貿易上の問題は生じていないものの、これら製品の使用や安全性について対処するために異なる法的イニシアチブが取られており、将来的に問題となりうることから、国際的なガイダンスを作成することが要請された。総会は、これら物質は従来の農業生産工程の代替または補充のために使用が増加しているもの、安全性を確保するための科学的評価が行われておらず、明確な定義、安全な使用、適切な残存量について対応する必要があること、技

術的性質について専門的な部会で議論する必要があることを確認した。

総会は、チリに対し、CCFL、CCPR 及び CCFE で検討するための討議文書を作成するよう勧告した。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 44 回食品表示部会

日時：平成 29 年 10 月 16 日（月）～10 月 20 日（金）

場所：アスンシオン（パラグアイ）

仮議題

1	議題の採択
2a	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
2b	第 43 回 CCFL の未解決事項：表示における「flavour」と「flavourings」の使い方
3	FAO と WHO の関心事項
4	コーデックス規格案における表示事項の検討（承認）
5	日付表示（包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂）
6	卸売用食品の包装の表示に関するガイダンス原案
7	包装の前面（Front-of-pack）の表示（討議文書）
8	消費者の嗜好に関する強調表示（consumer preference claims）（討議文書）
9	今後の作業（討議文書）
10	その他の事項
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 44 回コーデックス食品表示部会 (CCFL) の主な検討議題

日 時 : 2017 年 10 月 16 日 (月) ~ 10 月 20 日 (金)
開催場所 : アスンシオン (パラグアイ)

主要議題の検討内容

仮議題 3 : FAO と WHO の関心事項

<アルコール飲料の表示に関する新規作業>

WHO は、第 20 回アジア地域調整部会 (CCASIA) において「マッコリ」の地域規格の策定作業の検討の中で表明していたとおり、公衆衛生の観点から、アルコール飲料の表示に関するプロジェクトドキュメントを今次部会に提出している。具体的には、①包装食品の表示に関するコーデックス一般規格 (CODEX STAN 1-1985) (GSLPF) の修正、②栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン (CAC/GL 23-1997) の修正、③新しいコーデックスガイドラインの策定を含む新規作業を提案している。

(対処方針)

我が国の実態に即したものとなるように、適宜対処したい。

仮議題 4 : コーデックス規格案における表示事項の検討

(経緯)

加工・果実野菜部会 (CCPFV) で検討された急速冷凍野菜規格 (CODEX STAN 320-2015) の付属書原案、アジア地域調整部会 (CCASIA) で検討された海苔の地域規格規格原案、スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) で検討されたクミン、タイム、黒・白・緑コショウの規格案、油脂部会 (CCFO) で検討された魚油の規格案、乳・乳製品部会 (CCMMP) で検討されたデイリーパーミエイトパウダーの規格案について、表示条項の承認を検討する予定。なお、これらの規格案・原案は、本年 7 月に開催された第 40 回総会において、CCFL での表示条項の承認を条件として、最終採択された。

(対処方針)

承認を支持して差し支えない。

仮議題 5：日付表示（包装食品の表示に関するコーデックス一般規格（CODEX STAN 1-1985）（GSLPF）の改訂）

（経緯）

第 40 回部会では、太平洋諸国は食品を輸入に頼っていることから、包装食品の日付表示について懸念事項となっていることが、ニュージーランドより示された。太平洋諸国で販売されている包装食品の中には、日付表示のない食品や不適切な日付表示の食品があること、また実際には冷凍で流通されているため、現行の日付表示は無意味化していること等が、最大の懸念であるとされた。そしてこれらが原因で、品質や安全性に関する問題が生じたり、不必要な食品廃棄を招いている可能性があることが指摘された。

第 41 回部会において、ニュージーランドが現行ガイドラインに係る諸問題の概要をまとめた討議文書を提出し、討議の結果、日付表示の問題に取り組むために、GSLPF の見直しに関する新作業を総会に提案することとなり第 36 回総会で採択されていた。

第 42 回部会では、製造年月日（date of manufacture）、包装年月日（date of packaging）の用語の定義、賞味期限までの日数が 3 か月以下である食品については年、月、日の表記が必要であること等の合意が得られた。

前回部会では、食品の品質に関する日付表示を賞味期限（date of minimum durability）、食品の安全性に関する日付表示を消費期限（Use by date）として定義を明確化することや年月日の表記方法等について、再度議論が行われ、①食品の安全性に関する日付表示（Use by Date, Expiration Date）の定義について、第 42 回部会に引き続き、安全性と品質の双方を考慮に入れた日付表示を求める強い意見が出されたが、それに反対する意見の両方を考慮し、品質もカバーできるような文言に修正すること、②製造日及び包装日の定義に賞味期限を示すものではないことを明記し、また消費期限又は賞味期限と併用して記載してもよいことも明記すること、③賞味期限は、「Date of Minimum Durability」を「Best Before Date」又は「Best Quality Before Date」に修正し、定義に未開封（unopened）の製品に適用することを記載すること、④ 3 か月以内の賞味期限の製品に関して、日及び月を表示することとされているが、消費者の誤認リスクの観点で年の表示を監督官庁が決定できること、⑤年と日の表示は数字、年は、2 桁又は 4 桁とし、月は、アルファベットか記号、あるいは数字で明記し、また年月日の順番は、各国で決定できること、⑥日付表示の例外となる食品は、例外のクライテリアを作成することとし、具体的には今次部会で議論すること、⑦小容器に記載すべき情報の具体的な要件は作成しないことについて、合意されていた。なお改訂原案は第 39 回総会でステップ 5 で採択された。

今次部会では、前回部会で未解決である前記⑥日付表示の例外規定と例外食品例のリストについて合意し、第一段階を終了させる予定である。本件について

は、食品の安全性の観点から、食品衛生部会（CCFH）へ意見を求めており、第 48 回 CCFH より条項案が提出されている（仮議題 2a）。また、第二段階としての作業項目がニュージーランドより提案され、今後新規作業として検討を進めるか否かの意見が求められている。

（対処方針）

日付表示の例外となる食品については、CCFH からの提案及び GSLPF の改訂案に対する各国コメントを受け、どの様な議論がおこなわれるのかを注視しつつ、我が国の実態に即したものとなるよう、適宜対処したい。

また、第二段階の作業項目についても、今後我が国の制度等に支障が生じないよう、適宜対処したい。

仮議題 6：卸売用食品の包装の表示に関するガイダンス原案

（経緯）

第 41 回部会時、インドから出された標記新規作業の提案に対し、賛同する国もあった一方で、輸出入認証に関連する既存文書でカバーされており、新規作業の必要性はないとする意見も複数あった。さらなる議論のために、既存のコードックス文書と国際貿易との齟齬を明確にした討議文書をインドが準備することで合意した。

第 42 回部会において、討議文書においては、卸売用食品の包装については国ごとに様々な対応がとられており国際貿易上の負担となっていることから、「卸売用食品の包装の表示に関する一般規格」を作成する新規作業を開始することが提案されていたが、時間的制限により、本議題については議論されず、第 43 回部会では、インドから参加国からの非公式なインプットに基づいた、「卸売用食品の包装の表示に関するガイダンス」を含めるために GSLPF を限定的に改訂する作業が提案され、インドが作成した討議文書について議論が行われた。

その結果、一部の国から、このようなガイダンスの作成は逆に流通を妨げることになり、現実的に実施することは困難ではないかとの懸念が示されたが、多くの国から食品のトレーサビリティや食品安全性の面で有益だとして本作業の開始を支持する意見が出された。また、作成するガイダンスは B to B 間の取引（業者間取引）の促進や円滑なコミュニケーションに資するものであり、消費者への提供を目的とする食品の表示について規定した GSLPF の改訂にすべきではないとの意見が出され、プロジェクトドキュメントのタイトルを「卸売用食品の包装の表示に関するガイダンスの策定」とし内容も一部修正、新規作業とすることに合意し、第 39 回総会に新規作業の承認を諮ることとなった。本ガイダンスをどこに位置づけるかは作業が進んだ段階で決定することに合意した。

また、インドを議長国、アメリカを共同議長国とした電子作業部会を設置し、

今次部会で議論するガイダンスの原案を準備することとなっていた。

その後、第 39 回総会において、新規作業として正式に承認され、コスタリカを共同議長国として追加することが合意された。

今次部会では、電子作業部会でとりまとめられたガイダンス原案に対して議論がおこなわれる予定である。

(対処方針)

規格の内容の議論については、ガイダンス原案に対する各国コメントを踏まえ、どのような議論がおこなわれるのか注視しつつ、我が国の制度等に支障が生じないように、適宜対処したい。

仮議題 7：包装の前面の表示 (front-of-pack labelling) についての討議文書

(経緯)

前回部会においてコスタリカより、本作業は消費者が包装の前面に記載された簡易かつ科学的根拠に基づく情報により、適切な商品選択に資することを目的としており、国際食品貿易の促進の面でも必要であるとの説明があった。多くの国、FAO 及び WHO から新規作業を進めることが支持された。また、WHO から各国における FOP に関する調査を実施中であり、有益な情報提供ができる旨の発言もあった。議論の結果、コスタリカを議長国、ニュージーランドを共同議長国とする電子作業部会を設置し、WHO の作業を踏まえた討議文書を準備し、今次部会で議論することとなった。

今次部会では、電子作業部会でとりまとめられた既存の包装の前面の栄養表示の調査結果に基づくプロジェクトドキュメントが提出され、包装の前面に記載される簡易な栄養表示の使用に関するガイダンスの作成に係る新規作業が提案されている。

(対処方針)

今後の議論を注視し、我が国の制度に支障が生じないように、適宜対処したい。

仮議題 8：消費者の嗜好に関する強調表示 (consumer preference claims) についての討議文書

(経緯)

前回部会において、「ハラル」の使用に関する一般ガイドラインの改訂の提案がなされた。この議論をきっかけに「ハラル」に限らず、国際貿易されている食品の消費者の嗜好に関する強調表示 (consumer preference claims) にかかる広範な問題を今後どのように取り扱うべきか、新たな論点が浮上した。議論の結果、本部会のマンデートの範囲内での消費者の嗜好に関する強調表示にかかる問題

を理解・整理するための作業を進めることに合意した。イランとトルコが討議文書を用意し、今次部会で議論することとなった。

今次部会では、強調表示に関する一般ガイドライン（CAC/GL 1-1979）における、消費者の嗜好に関連する強調表示の定義及びその適用についての項目を追加修正することが提案されている。

（対処方針）

追加修正案については、我が国の実態に影響がないよう議論を注視し、適宜対処したい。